

子ども家庭福祉人材の専門性確保
ワーキンググループ
第4回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

第4回子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ 議事次第

日 時：平成28年12月9日（金）13:00～15:37

場 所：専用第14会議室（12F）

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 要保護児童対策調整機関の専門職の研修の内容について
- (2) 児童福祉司等の研修科目等の骨子案について
- (3) 児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについて
- (4) その他

3. 閉 会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」を開催させていただきます。

構成員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、相澤構成員、田中構成員、山田構成員、山本構成員からは御欠席の御連絡をいただいております。また、大変恐縮ですが、本日、国会用務等がございまして、事務局に入りがありますことを御容赦いただきたいと思います。

それでは、これより先の議事は山縣座長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○山縣座長 皆さん、こんにちは。年末の忙しいときに集まっていたいて、ありがとうございます。

まず早速ですが、資料の確認等をお願いします。

事前に案内しておりますように、今日は4月1日に向けてのスケジュールを考えると、この研修の中身については基本的には最終回になるということでございます。その辺も含めて御議論いただけたらと思います。

最終回だからと張り切っているわけではないのですが、暑がりなもので申し訳ありません。半袖になっています。

では、早速ですが、資料の確認のほうからよろしくお願いします。

○事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

配付資料には、右上に番号を付していますが、資料1-1、資料1-2、資料2、資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、資料3、資料4、資料5、一番最後に参考資料1を付しております。御確認ください。

資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、本ワーキンググループは公開で開催し、資料及び議事録も公開することを原則とさせていただきます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

1枚物の資料が多いものですからわかりづらいかもしれませんが、その都度御確認いただけたらと思います。

では、早速ですが、議論に入っていこうと思いますけれども、御承知のように、この間、10月7日の第3回のワーキンググループ以降に非公開で細かい検討をさせていただきました。さらにその中にサブのワーキングチームをつくりまして、いろいろな御検討をいただいたこと、感謝申し上げます。

その2回でやりました議論は、要対協の専門職の研修の到達目標案とカリキュラム案が1つ、児童福祉司任用前研修、任用後研修、スーパーバイザー研修、すなわち市町村と都道府県の研修についての中身を検討してまいりました。

今日は、その1つ目としまして、要保護児童対策調整機関の専門職の研修内容について

議論をいただくということになります。

2つ目は、もう一つの課題であった児童福祉司等の研修科目、先ほど言いました4つにあります任用前、任用後、スーパーバイザー、それぞれについての取りまとめをしていくことになります。

3番目が、児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについて、11月30日に市区町村の相談業務のあり方に関する検討ワーキンググループでも議論いただいているところなのですけれども、こちらのほうでも意見をいただくことにしたいと思っています。

この大きく3つ、ほかその他となっていますが、これについて今日は進めていこうと思います。

1つ目の案件、要対協の担当者の研修について、特に坂入構成員をリーダーにして複数の方々に案をつくっていただき、非公開ワーキングのほうでもかなり時間をかけて議論して参りました。とりあえず現状について、坂入構成員、よろしくお願ひします。

○坂入構成員 私のほうで提出させていただきました資料といたしましては、資料1-1、資料1-2、この2つをご覧いただければと思います。

初めに、これまで非公開で行ってきた議論について、少しだけ振り返らせていただければと思います。

要対協の調整機関の専門職の研修につきましては、安部先生、増沢先生、八木先生と私とで構成いたしましたコアメンバーグループにより集中的な議論をさせていただきまして、11月1日の第3回非公開ワーキンググループにおいてたたき台を御提示させていただきました。コアメンバーでは、まず調整機関の専門職の役割、本日の参考資料でおつけしております資料1-2の2枚目に要保護児童対策調整機関の専門職の役割とございますけれども、この内容を確認させていただいて、この役割に限定した調整機関の専門職としての到達目標を提示し、さまざまな御意見をいただいたところでございます。

その中で、調整機関の専門職としての業務を行うには、当然に児童虐待やソーシャルワークについて基礎的な知識が求められるだろうということ。現状として、調整機関の職員と子ども家庭相談を担う機関は重なっている場合が多いということ。調整機関の専門職はあくまでも子ども家庭相談、子どもソーシャルワークの一部であろうとの御議論を経て、要対協の専門職の研修到達目標について、当初案から変更いたしまして、こちらの資料1-1の頭にございます一般到達目標について、「子どもの権利を守ることを目的としたソーシャルワークを実践し、その一環として関係機関の連携を促進し、役割分担の調整をすることができる」というものが適当であろうとの結論をいただきました。

つまり、調整機関の専門職に求められるものは、まず、土台としての子ども家庭ソーシャルワークの知識、技術があり、その核として、あるいはその上に調整機関の専門職としての役割、知識、技術が位置づけられるものであるということでございます。

コアグループメンバーでは、調整機関の専門職を担うには、一定期間、3年程度と当初予想しておりましたけれども、一定期間の子ども家庭相談の経験を経なければ、この

役割を担うことはなかなか難しいのではないかと考えておりました。

しかし、全国的な状況を踏まえますと、人事異動等の問題もあり、一定期間の経験がある人ばかりではなく、異動してきたばかりの方もその役割を担わなければならないという現状を踏まえ、研修対象や研修内容を組み上げることが必要だろうという事になりました。

このような御意見を頂戴いたしまして、再度コアメンバーで検討いたし、練り直したものを11月29日の第4回非公開ワーキンググループに御提案させていただき、おおむねの御了解をいただいたと理解しております。

ただ、その際に、再度御意見をいただいたものについて、今回、修正をし、付け加え、厚労省としての児童福祉司の任用前、任用後、スーパーバイザー研修との整合、用語の表現の統一作業等をいただきまして、本日再度御提案させていただいた次第でございます。

続きまして、今回提案させていただいた前回御意見いただいた部分についての修正点について御説明させていただきます。資料1-1と資料1-2、これは両方絡むものですから、行ったり来たりということでの御説明となります。

まず、到達目標の44番「里親制度を理解し、その普及の意義について説明することができる」になっております。実はこれについては、前回の御議論では、養親希望者へのプリパレーションの支援を行うことができる、このプリパレーションの語について若干御議論があったところでございますけれども、改めて検討しましたところ、市区町村の現状として、養親希望者へのプリパレーションを行うことはあまりないと。それよりも、今回の法改正の中でもありますように、里親支援、里親制度の理解を市区町村の中で促し、その普及の意義について説明できることのほうが適当ではないかということで修正させていただいております。

次、50番でございます「子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べることができる」、ここの部分に関しましては、当初、子どもの成長の見立てについて述べるができるとしておりましたけれども、ここは評価のほうが適当であろうということで、表現を変えさせていただいております。これについては、任用前後についてもこの文言で統一でよろしければ統一する必要があるのかなと考えております。

次、95、97ですね。これに関しては、代表者会議について到達目標の中で触れている部分がないという御指摘を受けましたので、代表者会議について追加させていただいております。

次のページに参りまして、122番「親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる」とさせていただいております。当初は、「親子関係再構築を目的にする場合はその意義を理解し説明することができる」というものでございましたけれども、ここはいろいろ議論がございました。そのほかの任用前、任用後とも含めて、後ほど御議論をいただければと思います。

次が209番になります。6ページ「警察の組織、役割を理解し、協力の依頼や連携をすることができる」というものです。警察との連携について、1項目触れているところがござ

いましたけれども、改めてここで警察組織との連携ということを強調し、1行つけ加えたものでございます。

219番でございます。「子どもに関わる様々なネットワークと連携し、協働することができる」、これについては、子育てに関するそのほかのネットワークとも連携していくことが必要であろうという御指摘をいただきましたので、追加させていただいております。

次が、249行目以降ですね。ここに関しては「進行管理を行う会議（実務者会議等）」ということで統一させていただきました。会議機能としての「進行管理を行う会議」との記載と、実施形態としての括弧つきで「実務者会議等」ということで表現させていただいております。

次でございますけれども、配偶者からの暴力への対応と連携について、到達目標の291と293でございますね。291はもともとございましたけれども、293として「配偶者からの暴力被害を受けた母親の心理的傾向を理解し、婦人相談員等と協働し、継続的な支援を実施できる」ということを追加させていただいております。

続きまして、319でございます。「地域の子どもと家庭のニーズに応じた施策の企画、立案、実施、変更ができる」というものでございます。これは、コミュニティーワーク的な視点でございますけれども、特に自治体の中で地域のニーズをキャッチし、ニーズに合った施策を展開していくというのも行政としては非常に重要な役割と考えるので、追加しております。

特定妊婦に関する項目でございますけれども、これが何か所かございまして、前のほうに戻りまして、36番に、当初、「さまざまな困難を抱えている保護者の妊娠や子育てに伴う課題について説明できる」と記載させていただいたのですけれども、このさまざまな困難という部分について、コアチームメンバーの中で表現がわかりにくいのではないかとということで、特に今日、ケース数も多く、また、対応も難しいケースとして、知的障害あるいは知的ボーダーのお母様への対応に特化した書き方をさせていただいております。

次、同じく特定妊婦関係でございますけれども、6ページ、210番に「産科と連携し、特定妊婦の把握、支援を適切に行うことができる」として、医療機関との連携について記載させていただきました。

到達目標としてはこの部分でございますけれども、大きなところで、資料1-2のカリキュラムのほうに、カリキュラムの10「子ども家庭支援のためのソーシャルワーク」の一番最後、2ページ目の一番下になります。「妊娠期におけるソーシャルワーク」ということで特出しをし、特に妊娠期における対応について学ぶことが必要だろうということで、細目で記載しております。

特定妊婦に関しましては、到達目標では合計7項目でこれについて触れているような形になっております。

次でございますけれども、カリキュラムの部分についての変更でございます。カリキュラムの9番「子どもの生活に関する諸問題」、これは当初、「子どもの諸問題」という形で

提案させていただいたのですけれども、これについては「子どもの生活に関する諸問題」という形で科目を変更させていただき、その細目について、当初非行問題への対応のみ記載しておりましたけれども、より例示をしたほうがよろしいという御意見をいただきまして、ここにございますように「いじめ、子どもの貧困等の社会的問題」「非行、ひきこもり、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題」。「いじめ、子どもの貧困等の社会的問題」が2回記載されておりますけれども、後のほうは削除してください。こういう形で子どもの問題に関する例示をふやさせていただきました。

同じくカリキュラムの13番目「子どもの所属機関の役割と連携」、これは前回お出しした案では、「教育機関の役割と連携」と、かなり限定的な教育に限定したものを提示させていただいたのですけれども、より広く子どもが所属する機関として、教育機関だけでなく学ぶ必要があるであろうということで、保育所等も含めた子どもの所属する機関との役割と連携という形で変更させていただきました。

14番の「子どもと家族の暮らしに関する法と制度の理解と活用」、これは前案では、「子どもの家族の暮らしに関する法と制度」という形で提案させていただきましたけれども、単なる制度だけではなく、それを理解した上で活用していくこと、地域のリソースをいかに活用していくのかということであろうという御指摘をいただきましたので、このように科目名を変更させていただきました。

変更点は以上でございます。ただ、全体的に、講義内訳というのがカリキュラムの一番右側でございますけれども、いずれにしても、単純に話を聞くだけではなくて、特に関係機関が関係する講義内容に関しては、それぞれ実務者に来ていただいて、シンポジウム形式で実施することが、学習効果をより高めるのではないかとというのが、コアメンバーの中での意見でございます。

以上、前回のワーキンググループから御指摘をいただいた点、御意見をいただいた点について、大きなところの御説明になりましたけれども、以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

前回の審議を踏まえて、修正箇所についての説明をいただきました。

ここから30分ぐらい時間がとれると思います。皆さん方から特に修正点を中心に御意見をいただこうと思います。

奥山構成員。

○奥山構成員 先ほどおっしゃった291番とか、あとは311番ですけれども、「知識を持ち、制度を理解し」というあたりは、技術ではなくて知識ではないかと思うのです。技術の側に入っていますね。

また、カリキュラムのほうにはきちんとなっているのですけれども、緊急一時保育とか、子育て短期支援、いろいろな事業がありますね。制度とか事業について知っておくというのも知識のほうではないのかと思いました。

○山縣座長 わかりました。これは精査をさせていただきます。移動の問題なので、より

適切なほうに振り分けをするということ。

○坂入構成員 お願いいたします。

○山縣座長 影山構成員。

○影山構成員 2点ほど。今、坂入構成員から説明があった、まず、36番「知的能力に課題のある母親の妊娠、出産、子育てについて説明することができる」という書きぶりですけれども、ここはいわゆる「母親の妊娠、出産、子育ての課題について説明することができる」のではないかということと、知的能力だけに絞ってしまっているのか。実際のところで、例えば精神障害をお持ちの方とか、あるいは人格障害の方とか、その辺も含めてもうちょっと表現が、知的能力だけに限定してしまうのはいかがなのかなというものが1点。

もう一点、293の配偶者暴力のところで、母親の心理的傾向ということで、今、実際のところ、結構父親も配偶者暴力を受けている側にあるケースも増えているので、母親だけに限定するよりも、被害親とするのか、被害者とするのか、その辺はいわゆる逆DVと私たちが呼んでいるものですが、そういう対応も必要なのかなということでございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

36のほうですけれども、ターゲットを絞った、はっきりさせましたという説明と、絞りすぎたのではないかという御意見ですけれども、例えば特定妊婦等あるいは特定妊婦そのものでもいいのだけれども、括弧して「知的能力に課題がある者」とか「人格的に課題がある」と例示を幾つか入れるという形で括弧閉じるではどうでしょうか。その例示にどこまで入れるか。

○影山構成員 それにあわせて、課題のある母親の妊娠、出産、子育てについて説明ではなくて。

○山縣座長 子育ての課題についてはもうコメントどおり修正したらいいのではないかと思います。

○奥山構成員 今のところすけれども、「養育能力に問題のある」ではだめなのですか。妊娠しているけれども、生まれて養育能力は大丈夫なのというところが問題なのであって、「養育能力に問題のある母親の妊娠、出産、子育て」なのかなと思います。

○山縣座長 ここは。

○坂入構成員 ここにつきましては、一般的に精神疾患、発達障害、知的能力の課題のある方、一般的な書き方というのはできるかと思うのです。ただ、現場の実感として、特に知的障害を抱えておられる方への対応、責任能力に課題のある方の出産、子育てというのは現場として非常に難しい、特別な配慮が必要で、特別の支援が必要であるという実感がございまして、これは私が変更させていただいたのですけれども、そういった実感のもとに、これは本当に知的障害の、例えば成人の知的障害者の対応をしておられる施設の方であるとか、そういった現場の方の実際の対応であるとか、そういうふうに特化して話をしなければならぬほどボリュームとしては大きな位置を占めているのではないかという実感から、こういう形で書かせていただいたものでございます。

○奥山構成員 そうしたら、58の下あたりにいれて、関係性を見せたほうが良いような気がします。

○西澤座長代理 相乗りしていいですか。「課題」という言葉をもうちょっと精査しませんか。これは日本語的におかしいです。課題というのは与えられるもの、あるいは与えられた解くべきものなので、これは明らかに「問題」ですね。知的能力の問題だと思います。今、厚労省が書く文章が全部課題に変わっていて、たしかどこかの委員会で問題といったら、そんな問題は与えられたものだ、子どもがもともと持っているものではないと言って、その言葉に対するアレルギーが出てきて、それが問題を課題にすりかえたという経過を聞いています。なので、今、卒論の添削をやっているとみんな課題と書いてある。みんな問題に直すのは大変だから、もう直しません。元の言葉の使い方に戻しましょうよ。

○坂入構成員 私の意図としては、本当は「問題」という言葉が一番わかりやすいなどは考えておりました。

○西澤座長代理 そうでしょう。プロブレムなのです。タスクではないのです。

○坂入構成員 ただ、表現として「課題」のほうがよろしいのかなということ。

○西澤座長代理 当たりさわがないという話。もうそんなのやめよう。

○山縣座長 これは決めておいたほうがいいですね。

○奥山構成員 例えば、発達心理学では発達課題というと、別に問題ではないのです。発達をしていく上での流れの中で、発達課題を獲得していくという表現なので、そこが確かに混乱する可能性はあるかなと思います。

○西澤座長代理 本筋ではないのです。すみません。相乗りしてしまいました。

○山縣座長 今の「課題」という言葉についてのみ、いかがでしょうか。「問題」に変えるという意見と、今まで他でも使っているからこのままでもいいのではないかと。

どうぞ。

○鈴木構成員 前回の先生方のお話もあったと思います。課題、問題というか、支援を要するというか、こちらが問題があるから、課題があるからと、問題、課題もあると思うのですけれども、支援を提供する必要があるということと変ですが、支援を提供するという、支援という言い方ではだめですか。そういう表現を使ったやり方。

○山縣座長 ここの36でいわば知的障害のある方について言うと、どういう。

○鈴木構成員 ここは属性を書くというよりは、支援を要する保護者であるとか、妊産婦の方に対する支援という言い方。

○山縣座長 それをワーキングのほうは、最も現実的な、非常に現場が抱えたテーマを前面に出そうというので、こういう表現をとられた。ですので、私が先ほど私が言ったのは、両方書いておいたらどうと、例示として入れたらどうというのが先ほどの修正提案。

○笹川構成員 36番と58番が合体して一つのものにするという案ですか。

○山縣座長 合体ではなくて、移動です。

○笹川構成員 場所を移動するということですがけれども、この36番は知的障害、発達障害

等の精神症状がわかっている。わかった上で、58番に関しては出産後の子育てのことだけれども、36番は妊娠中のことも不安ではないかということなので、場所を移動するのではなくて一つにまとめてしまったらどうか。つまり、58番のほうに妊娠期や出産のことも含めて、36番の最後に書かれている子育ては、58番のほうで子育ての影響ということで書かれていますので、影響も含めた子育てについての説明をすることができるとするのも一つの案かなと思います。いかがでしょうか。

○山縣座長 「行動特性等、妊娠及び子育てへの影響について」という意味ですか。

○笹川構成員 はい。さまざまな障害をお持ちのほうが、症状が結局問題となっている。その行動特性そのものが妊娠中の母体への悪影響とか、子育ての最中に不適切なかわりをしていくという事実があるならば、そこで一つにまとめてしまう。要するに、「問題」という言葉が非常にデリケートな言葉であって、尚且つ曖昧であるならば、何が問題なのか。それはそれぞれ特有の障害や精神症状であり、行動特性であるということ。それらをちゃんとわかっているのか。わかっていたら、次にどういうふうな養育、出産、妊娠に影響を与えているのか。これらのことがわかっているのが重要なのだと思うのです。このような意味で、一つにまとめて個別到達目標に入れている意図としてはと思うのですが。

○西澤座長代理 そうすると、先ほどの、ここでわざわざ特出しした意図が消えてしまう。それは任せていいのではないかと。私はコアメンバーで話した人たちの意図があるので、そこをあまりやり過ぎると何のためにコア会議をやったかわからないようになるぞと思いますけれどもね。

○坂入構成員 よろしいでしょうか。

ここはすごく大事なところだと思います。児童虐待のこの間の検証会議の中とかでは、あまり表立っては書けない、記述がなかなか難しいところでもありますけれども、児童虐待の特に重篤な事件を起こしている案件に関しては、かなりの部分、その後の裁判の公判の記録等を見ましても非常に知的な課題を抱えていらっしゃる方が多いという傾向があるかなと思います。その点を踏まえまして、ここは一つ知的障害、知的な問題のある方に対する支援というのは特別に考えていかなければ、児童虐待対策に関して立ち行かない、問題を明確にするというところで、場所は別にしましても一本立っている必要があると考えております。

○増沢構成員 確かに「問題」というのは本当にデリケートな言葉で、知的能力があるからみんな問題だというラベリングにもつながるといふ懸念もなきにしもあらずで、「子育てのリスク」と言ったらどうでしょう。「知的に課題を持った母親の妊娠、出産、子育てのリスクについて説明できる」といふのはどうなのでしょう。「課題」だとあれならば、「リスク」は危険性ですね。

○西澤座長代理 ぐちゃぐちゃになってきた。

私が言ったのは「知的能力に課題がある」の「課題」は間違った使い方だと言っている。

○山縣座長 後段は今、増沢構成員が言われたリスクでもいいし、課題でもいいし、奥山

構成員は養育力で一まとめにしてもいいのではないかと言われたけれども、やはり妊娠というイメージもある程度残しておいたほうがいいかな。すると、前半だけのところをどうするかを合意できたらと思うのですが。

○奥山構成員 知的障害でも発達障害でもそうなのですけれども、知的障害があるから問題があるとか、発達障害があるから問題があると言い切ってしまうのは、危険性があると思います。知的障害があっても育ちの中で関係性がうまくできていて、支援を受け入れられるような方々はそんなに大きな問題にならないのですね。だから、知的障害そのものならば問題になりそうな書き方は抵抗があります。

○山縣座長 ワーキングの最前線でやっている人たちが、どうもそこが非常に重要なので、大変なのですよというのが。

八木構成員。

○八木構成員 ありがとうございます。

確かに知的障害が問題であるというよりも、それまでに十分にケアされていなかったり、支援をされていない中で、全部自分が子育てをかぶらなければいけない状況にある、もしくは、育てていってかかわる中で知的障害が明らかにはっきりわかってくる、それまで全然ケアがされていなかったというところが確かにあまりにも多いなという感覚はございます。

ただ、本当におじいちゃん、おばあちゃんがしっかりついておられたりとか、いろんなケアをされながら育児を頑張っておられる方々もいらっしゃることを考えると、少し知的障害そのものに問題があるという表現は変えていくというのはいいかなとも思います。

ただ、実際にはかなり多いなという実感です。

○山縣座長 そこまで一般化すると全部そうなりませんかという感じがあるのですね。何も書けなくなるというか。

どうぞ。

○安部構成員 ネグレクトの研究をしていて、ネグレクトの、調査によって幾つかあるのですけれども、大体2割ぐらいは知的能力の問題がありそうな気がします。1つは養育者自身の知的能力の問題なのですけれども、もう一つは支援者が知的能力のことを理解しないで親にさせようとしたりとか、支援関係といえますか、安定した支援を受けてもらえれば、幾ら知的能力が低くても、奥山先生が言われるように、周りのサポートがあればちゃんと養育ができるのですけれども、それを断ってしまう。何で断るかという、親にさせようというアプローチをすると、支援が断られていくというのがあって、その意味で、知的障害がある人自身の問題というより、それを理解していく必要が支援者の側にあるのではないかという意味で、あまり言われていませんけれども、知的能力の問題と虐待という結びつきは考えておいたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○奥山構成員 親御さんの知能検査をしていないことも多いのです。この方は知的に問題

があるのではないかと、実際にはないということも結構あります。それを考えてしまうと、知的障害というよりも、全体としていえば、認知の問題なのだろうと思うのですが、あまり障害名で書いていくのは疑問です。そうすると、いろんな問題が出てきてしまう危険性があるかなと思います。

○山縣座長 そうすると、全部元に戻って、特定妊婦に戻ってしまう。

○奥山構成員 診断名を決めて、それに対してどう対応していくのかではなくて、こちらが支援をしていくに当たって、相手の能力を見きわめながら支援をしていかなければいけないということだと思います。そういう問題であって、何とか障害だからどうしようというふうに訓練されてしまうとまずいのではないかとイメージがあります。

○田崎構成員 私も現場で、ワーカーさんたち、おそらくこの人知的に低いと思うのですねと、そういう形で、でも、それをどうしてそう思うのと、例えばちゃんと字が書けるかとか、文章が読めるかという、ちゃんと字は書けるし文章も読めるのですという、そうすると、知的にどれだけ低いかわからないよということをお話するので、私は何となくここに知的障害というのを前面に出すのは、その親御さんの課題か問題、どちらかわからないけれども、それが何かということをお話すると、適切に理解するという書き方のほうがいいかなと、ちょっとここぼんと知的障害が出てきたのは私も何となく抵抗があったのです。

○西澤座長代理 こんなところで紛糾する。

○山縣座長 ワーキングの方々に、こういう提案ではいかがでしょうか。再度修正です。「特定妊婦とその家族の妊娠、出産、子育てのリスクについて説明することができる」。前のものに相当近づいています。もう一つの修正は、妊婦だけではなく、その妊婦がいる家全体で見るという視点を入れてみたという。

どうぞ。

○奥山構成員 あまりそういう漠としたのは好ましくないと思います。「説明できる」と書いたら、その説明ができていのかどうか判断できなければいけないわけです。到達目標なのだから。そうすると、漠とした家族全体みたいな形になってしまうと、どんな説明をしても合っているのか、間違っているのかわからなくなりたくないかなというのが気になったところです。

○安部構成員 提案です。「養育者に知的能力の課題がある場合に、母親の妊娠、出産、子育てのリスクについて説明することができる」。

○西澤座長代理 母親と養育者というのは同一人物。

○安部構成員 これは「母親の」としてもいい。「母親の知的能力に課題がある場合の妊娠、出産、子育てのリスクについて説明することができる」。

○西澤座長代理 36番に戻る。これが入れ替わっているだけで、「リスク」が入った。

○山縣座長 もう一つは「知的」を前面に出さないほうがいいのではないかとこの部分がクリアできない。

○西澤座長代理 一方で、出したいというのものもあるわけで、絶対にまとまらないよ。

○坂入構成員 58で保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、これはもう知的障害が書いてあるので、あえてその中でも知的能力に課題のあるということで、上のほうは逆に障害という書き方ではないのですね。そういう意味では、少し広げた形でボーダーラインの方々、字の書けないような方々、あるいは避妊の必要性について理解がなかなかできず、出産を次々としてしまうような方々も含めた対応というのをあえて書く必要があるのではないかと考えていたのです。

○笹川構成員 1つ提案ですけれども「知的障害等の特性を理解し、それらの妊娠、出産、子育てに対する影響を説明することができる」ではどうでしょうか。

○山縣座長 これは36と58を足したという。

○笹川構成員 36を「知的障害等の特性を理解し、それらの妊娠、出産、子育てに対する影響を説明することができる」。

○山縣座長 そのときに58はどうなりますか。

○笹川構成員 58はそのまま置いておきましょう。ここで問題になっているのは、ぼやけるのではなくて、知的障害、つまり、了解性の乏しいお母さんが子どもを育てることを考えなければいけないと。ほかの発達障害とか精神障害とか人格障害と、いろいろあるけれども、今までの援助や支援の経験の中で、知的障害をお持ちのお母さん、それに伴う諸症状がうまいことっていないことがあるから、特出ししようというのが最初の議論です。知的障害等の中に了解性に乏しい、知的能力に問題があるということも含まれてしまうという解釈で。

○山縣座長 ワーキングが出された意図は、ここを知的障害にしなかったら、もう少し広く、診断がなくても知的面でいろんな対応力が低い方々まで広げたということに意図があるわけですね。

○坂入構成員 そういう意味では「等」を含めることによって「等」で精神障害なのか何なのかわからなくなってしまうかもしれませんが、「知的障害等」で含めるということはよろしいかなと思います。

○鈴木構成員 案ですけれども、「知的能力から予想される母親の妊娠、出産、子育ての危険性について説明することができる」。

○奥山構成員 58番で知的障害だ何だという知識の文はあるので、知的能力の問題に関しては技術のほうに入れてしまって、親御さんの知的能力に応じた支援ができるという書き方に変えていってしまっていないのでしょうか。

○坂入構成員 結構でございます。

○山縣座長 長い時間をかけましたけれども、今のはいかがでしょうか。では、技術のほうにもっていて、今の表現、最後は事務局と我々のほうで精査しますけれども、そういうニュアンスで。

ちょっと時間を取り過ぎましたね。ほかのところはいかがでしょう。

八木さん、どうぞ。

○八木構成員 こちらのコアメンバーのほうで、文言なのですけれども、293ですが、「配偶者からの暴力被害を受けた母親の心理的傾向を理解し」、これはおそらく「女性相談員」になっているかと。

○西澤座長代理 今でも婦人相談員でしょう。制度名は。それぞれが女性相談員とかで言い替えている。

○八木構成員 わかりました。そのままでもいいということですね。

○西澤座長代理 本当は女性に変えたほうがいいと思うのだけれども、制度的には「婦人相談員」。

○八木構成員 もし変えられるのなら変えてもらっても。今、気がついたので。

○山縣座長 どれぐらい女性相談員を使っているか、事務局、わかりますか。

○事務局 今、ちょっとデータがないのですけれども、大体今、制度上は「婦人相談員」という名称が正式ですが、女性相談員という形で通常呼称で使っているのが大体多いと思います。

○山縣座長 では、括弧で「女性相談員」といれておきましょうか。誤解がないように。

○笹川構成員 括弧で（女性相談員）ではなく括弧で（婦人相談員）。

○山縣座長 どちらでもいいです。比較的広まっている、普及している名前と、法律上の前をセットに入れておく。

○西澤座長代理 先ほど指摘があったのは、これは女性だけではない、お母さんだけではないでしょうと。父親もだろうと言われたら、ここに女性相談員が特出しされるとちょっとつながらなくなる。それはどうするのかなと思ったのです。DV被害を受けている夫もいるという認識ですね。

○八木構成員 実際は多分男性も、受けるのはおそらく受けていますね。

○西澤座長代理 女性相談員が男性被害もやっているということか。

○山縣座長 売防法では、女性相談員だけれども、DV法を重ねているから。DV法は男女行くからきっと現実には両方対応している。

○西澤座長代理 両方対応してくれている。では、そこはねじれはないということですね。

○八木構成員 殴られたり、ひどい目に遭わされて相談に来られる方はいらっしゃるの、どちらかといったら、おっしゃるとおり、配偶者暴力というところで。

○山縣座長 では、「女性相談員（婦人相談員）」にするということで、先ほどの問題は。

○西澤座長代理 あわせて、その「母親」を「母親、父親」とする、それとも。「暴力被害を受けた者の」か。

○坂入構成員 この文に関しましてはよろしいですか。

重大死亡事例等においても、やはり女性が暴力被害を受けていた被害者心理の中から、それに加担してしまうという事案が多くあるかと思えます。もちろん男性も配偶者暴力の被害を受ける被害者となり得るものでございますけれども、ここは児童虐待に関して特に語らなければならない部分でございますので、女性の特有の心理的な特性について、特に

学んでいただきたいと思って、「母親」としております。

○西澤座長代理 意図はわかりました。ただ、重大事案で男性のDV被害がないかのようにとられたら困るので、奈良県桜井市事件では、男性がDV被害を受けていて、子どもが家庭の中で衰弱死しているということも実際にあったということです。

○影山構成員 同じく、確かに母親が圧倒的に多いのかもしれない。ただ、男性が暴力を受けたり、あるいは経済的な虐待を受けたり、いろんなことでかなり、そのことが子どもに影響するというのも非常にあるので、ここはやはり女性だけに限定するよりも、両方書いていただいたほうがいいかなと。

○山縣座長 そうすると、パターンとしては3つになります。「母親・父親」にするか、「母親等」でより多く母親で、等の中に男も入っていますよというぐらいの解釈にするか、もしくは中性化して「者」にするか。この中のどれか。

○奥山構成員 もう一つ。「暴力を受けた被害親」ではだめなのですか。

○西澤座長代理 「配偶者から暴力を受けた被害親の」。

○山縣座長 あまり日本語になっていない。

○西澤座長代理 加害親というのはよく使うけれどもね。

○坂入構成員 父親か母親としてしまうと、同居人とかもいらっしゃいますので、そういう意味ではものにしておいたほうが一般化されるかもしれませんね。

○山縣座長 「被害を受けた被害親」というのは「被害」が二重になってしまうから。

○西澤座長代理 「配偶者から暴力を受けた被害者の」にすれば重複はない。

○山縣座長 そうすると「者」と一緒なのだけれども、要は、女性の部分をより多くチェックしてくださいという意図が消えてしまうということ。

○坂入構成員 御意見としては、女性だけではなくという御意見がありますので、そこは広く「被害を受けた者」という形で構わないかなと思います。

○山縣座長 では「被害を受けた者」でいきましょう。

ほかのところは。

○衣斐構成員 39番のところですけども、「体罰や過度の叱責に頼らない適切な子どもへの対応方法を伝えるための技術や手法について述べることができる」というのは、少し横並びに並んでいる項目と書き方が違うかなと思うのです。「対応方法を伝えるための」というのは、親に伝えるという意味で技術の部分が入るから、技法に入れたほうがいいかなという感じがしました。つまり、「対応方法について述べること」ではなくて、「伝えるための技術や手法について述べることができる」となっているので、ここはとても技術的意味合いが強くなるかなと思いました。

さらに、「体罰や過度の叱責」ということは、どちらかという、身体的虐待という部分に入るかと思うのですけれども、ここにネグレクトとかを入れないで、身体的虐待の意味だけを入れているというのは何か意図があるのかなと思いました。別のところで「ネグレクトについて説明することができる」とかはあるかと思いますが、ここの「体罰や

過度の叱責に頼らない」と同様な意味で、子どもに十分な養育ができない親に対して「適切な子どもへの対応方法を伝えるための」という意味を入れるのであれば、ここにネグレクトの意味も入れてもいいのかなということは思いました。

○坂入構成員 よろしいでしょうか。

ここは、カタカナで言うところのペアレンティングのことなのですね。ペアレンティングの技法についてきちんと学んで、それを親に伝えられることが必要であろうということで、ちょっと横文字にすると表現としてどうなのかなということで、日本語で逆にわかりにくくなったかもしれないのですけれども、昨今、いろんな箇所で行われているペアレンティングの手法について学びましょうということで、どちらかという、ペアレンティングの手法といったときに、ネグレクトの親御さんへの対応というのはあまり含まれないのかなというところで、ここで体罰、過度の叱責について例示をし、それを学び、相手に伝えられるというような表現にさせていただいたところでございます。

八木先生、もしよければ。

○八木構成員 そのペアレンティングのところをきっちり書き切れていないところにはなるのですけれども、そういったことの技術として手法を伝えていくという意味合いがございしますので、ペアレンティングは入れてもいいのかなと思いつつ、後で話していたところなんです。

○奥山構成員 2つあります。1つは、今の体罰というのは、どこかに特出ししたほうがいいと思います。この間のこの法律が通るときの参議院でも、体罰に頼らない育児法をきちんと伝えろということが附帯決議に出ているので、そこは特出ししてもいいのではないかと考えます。要するに、今回、体罰禁止法が日本でできなかったわけですね。しかし、その趣旨がきちっと伝わるといことは大きいのではないかと思います。

もう一つは、少し前に戻るのですけれども、先ほどの「配偶者からの暴力被害を受けた者の心理的」としてしまうと、子どもが関係なくなってしまうのですけれども、いいのですか。子どもがいない配偶者間暴力もかかわるとい意味ですか。

○山縣座長 ベースが要対協の話だから。

○奥山構成員 だからこそ、子どもがいるところの、子どもへの影響を考えなければいけないということですね。

○山縣座長 当然そうっておりますね。

○奥山構成員 子どもがいる場合だけを考えるということになるのですか。

○西澤座長代理 そこに「子ども」を入れたらいいのではないですか。「配偶者から暴力被害を受けた者の心理的傾向や、子どもへの影響を理解し」とか何か。

○坂入構成員 117で、これは「心理的虐待（家庭の中暴力にさられた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる」ということで、配偶者暴力について子どもの被害について子では述べられているのですけれども、今のところは、被害を受けた方の被害者、父親、母親などの特性についてということで、限定して、

子どもについては117のほうで触れているという形になっているのです。

○西澤座長代理 そうすると「母親」と書いてあると子どもがいるという前提に。

「者」にしてしまった。

○奥山構成員 子どもが見えなくなったなと思って。

○西澤座長代理 本当だ。「被害を受けた子どものいる者」とか何か訳分からないようになってきた。

○山縣座長 このテーマから要対協で子どもがいる、もしくは妊娠というのを前提にしているから、そこまで入れたら全部子どもがいるかどうかチェックしないといけなくなるけれども、そこまで要りますか。

○奥山構成員 わかりました。

○山縣座長 では、戻って39、これも残すべきだという意見と、もうちょっと一般化してもいいのではないかというのが。

どうぞ。

○田崎構成員 私は「体罰」という言葉を残したほうが良いと思っていて、ペアレンティングとだけ言うと、技術的な、こういう言い方をするみたいな感じになって、支配的な親だと、最初にペアレンティングというのはどうなのかなということがよく言われるので、体罰という言葉はきちんとここで特出ししたほうが良いかなと思います。

○増沢構成員 よろしいですか。

私も今の意見に賛成で、ペアレンティングで述べられていることが全て万能かと言われると、そうではないですね。正しい子育てのあり方というのを本当に語ると、幅のある話だと思うのですよ。それよりも、体罰や過度の叱責ということの悪影響についてちゃんと述べられるということがまず大事なのではないかと思うのです。

○山縣座長 こちら、修正点はありましたけれども、現案のままでいかせていただくという。私が日本語として変だと思っていたのが、ネグレクトに頼らない適切な子育てという、ネグレクトに頼った子育てをしている人はあまりいないのではということなので、ここはこのままでいかせていただくということで、御了解をいただけたらと思います。

不適切な養育の中に当然ネグレクトが入っているのは間違いない。そこはきっと誤解がない。

○西澤座長代理 ネグレクトが少ないね。「ネグレクトについて説明することができる」というぐらいしかないのですね。だから、ネグレクトが子どもに及ぼす悪影響についてとなっているところはそこで吸収されているのかなと思うのだけれども、でも、いいか。

○坂入構成員 ネグレクトに関してざっと見ますと、104番「ネグレクトについて説明することができる」、107番「医療ネグレクトについて説明することができる」、112番「教育ネグレクトについて説明することができる」、116番「ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べるることができる」というような形で、必ずしも十分ではないかと思えますけれども、数カ所触れているところはございます。

○山縣座長 もう一点、私のほうから、前回の非公開ワーキングの中で話題になった、検討課題になった言葉で「家族再統合」という言葉と、「親子関係再構築」と「社会的養護のプロセス」という、どうしようという議論がありました。今回は、121と122のところで、社会的養護のプロセスと親子関係再構築の意義、ただし、カリキュラム案のほうでは、2ページ、11番の「子ども虐待対応」の中の真ん中あたりに「家族再統合」という言葉が今、残った状態になっています。この辺について、前回、十分確定していなかった気がしておりますので、できましたら御意見をいただいて決めていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○田崎構成員 これはこちらに家族再統合を残して、こちらは親子関係再構築にしたという意図があったということなのですかね。そういうわけではないのですかね。家族再統合にすると、とにかく何でも返してしまえみたいな誤解があるかなということなのですかね。そうしたら、親子関係再構築で統一するというのはどうかなと思います。顔が見えない人もみんな使うものだとすると。

○山縣座長 というのが前回の私の提案だったのです。いろいろな意見が出ていたので、今回、最終意見を聞いておこうという。もし「親子関係再構築」でよければ、初代「家族再統合」提案者はここで妥協することになります。

○西澤座長代理 どういう意味。

○山縣座長 この言葉は自分が提案したのだと。

○西澤座長代理 違う。もともと私がこの言葉を論文の中で最初に使ったというだけ。そのときの意図とは全然違う方向に今、使われているという批判をしたわけです。

○山縣座長 「親子関係再構築」でいいですか。

○西澤座長代理 でも、この言葉も誤解しないかというのがあって、先ほども打ち合わせていたときには、カリキュラム案の最後の「家族再統合」をやめて「在宅支援・分離保護・養育・家族支援」と入れたらいいのではと。

○山縣座長 「家庭支援」で。

○西澤座長代理 「家庭」か「家族」かでややこしいな。「家庭支援」と「家族支援」どちらでもいいと思うのですが。

○山縣座長 上のほうが「家庭支援」と使っている。一番上から2つ目当たりで。

○西澤座長代理 「家庭支援」でもいいと思うのですがけれども、そうしておいて、こちらは「親子関係再構築」は残してもいいかなと思うのですがけれどもという提案はしましたが、これは確定しています。

○山縣座長 直前の打ち合わせではそういう、科目名の中のほうはちょっと変えようかと。「家庭支援」というちょっと広めの言葉にしておこうか。支援のゴールの一つに再統合もあるだろうし、精神的な面だけれども、統合もあるだろうしというぐらいの解釈で行こうかということです。

よろしいですか。

では、その形でそこは修正させていただきます。

ほか、何か。

○影山構成員 今のところでよろしいですか。

そうしますと、カリキュラム案の7の「社会的養護と市区町村の役割」のところで、「ファミリーソーシャルワーカーのあり方と家庭復帰支援のあり方」ということで、ここが家庭復帰支援という言葉が残っているのですが。

○山縣座長 それは合っているのです。

○影山構成員 ここはここでもよろしいのですね。社会的養護の中で生活するお子さんであっても、全てが家庭復帰支援できるわけではない。ある意味で、こちらで使っている親子関係再構築、一緒には住まないけれどもというアプローチというのは当然あるだろうと思うのです。

○山縣座長 ファミリーソーシャルワークのあり方、ゴールにはいろいろなものがある。家庭復帰もあるけれども、家庭復帰の場合にここ数年、過去もあったかもしれませんが、社会的な話題になりやすいのが、措置解除後の死亡事例というパターンがあるから、そこはより慎重に教えましょう、それぐらいの意図で、家庭復帰をゴールにするわけではない。

○西澤座長代理 ではないけれども、ここは実際に家庭復帰を行う場合の支援ということですね。

○山縣座長 そこは丁寧にやったほうがいいのではないかという意図で残してあるというイメージです。

○影山構成員 わかりました。

○西澤座長代理 今、しょうもないことに気がついて。私、代理をおりたいと思うのですが、**「特定妊婦の範囲」**とは何ですかね。135番に**「特定妊婦の範囲と支援について説明することができる」**と。つまり、特定妊婦とは何なのかということだろうと思うのですが、範囲ではちょっとおかしくないか。**「特定妊婦の定義」**とか。そういう意図ではなかったのですか。どれぐらいおながが大きくなっているかという話ではない。腹囲ではない。

○坂入構成員 わかりにくい表現で申し訳ございません。**「特定妊婦の定義」**としてしまうと、定義だけを、若年であるとか、パートナーが不在であるとか、そういったものの定義だけになってしまうのです。ここで言いたいのは、そういった課題を抱えている方のどこまでを自分たちが支援しなければならないのか。定義が問題なのではなくて、実務上の対象をどこまで把握していくのか。特定妊婦とするのか、しないのかということに関しても、要対協の中ではいろいろ議論があるところだと思います。何でもかんでも特定妊婦だとしてしまうと、支援がぼやけてしまう傾向があります。そういう意味で、どこまでの範囲なのかなというところがわかる必要があるということでございます。

○西澤座長代理 今の説明で私は理解できない。ごめんなさい。

○山縣座長 取ってしまっても通じるのではないですか。「特定妊婦の支援」。

○西澤座長代理 シンプルにしてもいいと思いますけれども、多分、それは意図を外れるのでしょね。定義ではないけれども、属性。特性。何が言いたいのですか。

○坂入構成員 定義はもちろん書かれているものがあるのですけれども、個々のケースを見たときに、ケースの状況を分析し、この方については特定妊婦として要対協としてフォローしなければいけないというような判断も含めたという意味での範囲という表現なのです。わかりにくくてすみません。

○西澤座長代理 そういう判断を含めた範囲という言葉は。

○八木構成員 一緒に話をしていたはずなのにといいながら。確かに特定妊婦というところを心配だとなって、どんどん増えていくとだめだねという、そこら辺の話は多分したと思うのですけれども、「範囲」をここにその意味で入れるとしんどいので、確かに入らなくてもいいかもしれないと思います。

○山縣座長 「支援」だけで。では、そうしましょうか。要は特定妊婦の支援で、特定妊婦とは何かとか、自分らがどこまでやるか理解しないと支援が決まってこないはずなので、「特定妊婦の支援について」。これは知識のところか。

どうぞ。

○奥山構成員 121番の意味だけ教えていただきたいのです。「社会的養護のプロセス」というのはどういう意味で使われておられますか。

○山縣座長 これは西澤構成員が。

○西澤座長代理 忘れた。たしかほかの言葉だったのを、何やかんや言っているうちに。でもそれで忘れるぐらいだから、都道府県の担当者に伝わるわけがないなと一瞬思いましたけれども、でも、「社会的養護のプロセス」。私、こんなこと言いましたか。

○百瀬課長補佐 そこはこれまでの御議論の中で、121番で「家族再統合」という言葉が入ったのですね。家族再統合についての意義を理解しというところを、家族再統合という言葉が御議論いただいたところで、今の状態にあるということです。

以上です。

○西澤座長代理 そうすると、122番はそのときはなかったということですか。

○百瀬課長補佐 そのときもありました。

○西澤座長代理 家族再統合と親子関係再構築が並列されていた。

○百瀬課長補佐 そうです。ただ、そのときに議論の確認ができなかったところの部分で、今、残されている状況があるということです。

○西澤座長代理 ちょっと弁解すると、要するに、そうすると、社会的養護におけるソーシャルワークプロセスということだと思ふのです。レジデンシャルソーシャルワークのプロセスという意味でここを使ったので、そこは入所から退所まで含むので、その退所の中に家族復帰というか家庭復帰も含まれてくると。

○山縣座長 それは48でこの前置き替えたのです。ちょっと丁寧に書こうと。48、49のラ

インのところでそれに近い表現を持ち込んだのです。

○西澤座長代理 これは社会的養護のことなのですか。普通はアドミッションケアというともっと広い意味があるのではないですか。

○山縣座長 ここでやっていたのはたしかその議論だったと思います。

○西澤座長代理 あちこちに散っているということだね。

○山縣座長 元が何だったか正確に覚えていませんけれども、そこでは社会的養護のプロセスとして48。

○西澤座長代理 最近私は他者視点に立って見るようになったので、都道府県の担当者はどう理解するだろうとつい思ってしまいました。市町村からアドミッションケアとは何ですかねという問い合わせがいっぱい入ってくるようになって。

○山縣座長 そうしたら、それこそ合体させますか。社会的養護のプロセスで、括弧してカタカナ言葉を並べていくようにしますか。それはあえて分離しておく必要は特にないような。そうしましょう。48のほうをカットしましょう。48、49をカットして、121の中に括弧書きで入れる。社会的プロセスの中で括弧して今のを入れる。

○田崎構成員 「社会的養護におけるソーシャルワークのプロセス」に直すのですか。こちらのほうがわかりやすいと。

○山縣座長 それでもいいです。

○奥山構成員 多分、最後に少し順番を入れかえたほうがいいのではないかと思います。ここに例えば社会的養護のことが並んでいる中に、子どもの自立支援というと、社会的養護の自立支援とってしまいますが、市町村の中での自立支援のことで、市町村の支援をしていて、最終的にどう自立させていくかという問題だと思います。順番でかなり意味が違って捉えられるところもあると思うので、最終的には順番を考えなければいけないかなと思います。

○山縣座長 その辺は、順番の話と、もう一つはここを変えることによって、他の目標のところで同じワーディングしているところがありますから、その調整はできましたら私たちのほうにお任せいただけたらと思っています。

○西澤座長代理 小見出しみたいなのが要るのかもしれないね。ここからここまでのまとまりは何について述べたものだと。社会的養護とかとまとめていないと、何のことかわからない。そう考えると、あちこちに散っているものもあるのですね。

○山縣座長 それは一回議論してつけようとしたけれども、無理。皆さんが否定された。

○西澤座長代理 誰が否定した。

○山縣座長 こういう形でなりませんかと、ここの中に入れるような作業をやろうとしたけれども、重複するとか、1つに入れられないとかということがあって。

○増沢構成員 カリキュラムをつくるときはこれベースにしながらまとめていったのですよ。改めて今度カリキュラムが出たときに、重複する、こっちにも入るし、こっちにも入るのがあるねという話になったので、小見出しは難しいと思います。

○西澤座長代理 そうすると、例えば121、122は明らかに社会的養護ですね。これがここにぼんと飛び出した理由はあるのですか。

○増沢構成員 まとめ直しは必要だと思います。ある程度の見やすい。

○西澤座長代理 そうしたら、それに見出しはつけられないのですか。無理ですか。

○増沢構成員 そうすると、重複する項目があって、ダブルで書いていくなれば可能かもしれないですけども、整理しきるのは難しいかもしれないですね。確かに小見出しをつくるような形でカリキュラム化しているのですよ。そうでなければできなかったの。

○山縣座長 またいろいろあるかもしれませんが、幾つかまだ今日やるべき課題があります。時間が残れば再度ここに帰らせていただきますけれども、今のようところで修正をさせていただくことと、全体調整、さらには順番の適正な並べ替え等につきまして、座長、座長代理、坂入構成員と事務局のほうで再度検討させていただくということでしょうか。

ありがとうございます。いろんな御意見ありがとうございました。

では、続きまして、議題2のほうに行こうと思います。「児童福祉司等の研修科目等の骨子案について」です。これにつきましては、既に確認をいただいているところですけども、最後に要対協の専門職研修が入り込みましたので、それも含めて事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○百瀬課長補佐 それでは、資料2をご覧ください。冒頭、座長からもお話をいただいたように、来年4月から義務化されます4つの研修についての骨子案になります。これまでこのワーキングのほうで御議論いただいた内容をまとめたものとなっております。

まず、左側のほう、柱立てでございます。上から到達目標、その下にカリキュラムということで、これの説明については枠外に記載させていただいております。また、それぞれの到達目標等については記載のとおり、資料2-1から資料2-6まで参照ということで、この後ろのほうの資料に入れさせていただいております。

また、一番右の要対協、専門職研修につきましては、ただいま御議論いただいた資料1-1と資料1-2をここに含めて入れております。

それから、その下、時間数になります。1コマ90分ということで、この間御議論いただきまして、コマ数と合計時間数を表現しているものでございます。

その下、研修期間になります。特に括弧の修業期間といった部分、例えば一番右の要対協、これは先般議論があったときにもありましたけれども、連続しての出席というのは厳しいといった御議論もございました。そうしたときに、この研修自体はどのぐらいの期間で受講し終わると、そうした日程とするかについて、例えば現在の児童相談所の所長研修などを参考に見てみますと、前回、10月7日のワーキングでも資料提示しておりますが、時間数25.5時間で、修業期間おおむね6カ月と現在定められているものでございます。そうしたところで御確認いただければと思います。

また、その下、実施主体、受講対象者、講師といったこと。さらにその下、研修の修了といったことで、修了時の手続といったところの区分を記載させていただいております。レポート作成等ということで、この前も議論いただきましたチェックシートといったものもこの「等」の中に含まれているということで解釈いただければと思います。

また、受講管理の必要性も御議論いただきましたので、含めて考えさせていただいております。

一番下になります。その他ということで、資料2-7参照ということで、別に添付しておりますけれども、全般に研修の事柄に関する意見をいただいておりますし、さらには各研修を議論する際にいただいた主な意見等をまとめたものとなっております。

資料2にお戻りいただきまして、裏面になります。こちらは各研修の科目でありますとか、コマ数ですね。それをまとめたものでございます。枠外に記載させていただいておりますが、順番をあらわすものではございません。さらに、こうしたこれまで御議論いただきました内容を今般骨子案としてまとめたところでございます。今日、この場で御確認いただいた内容をもとに、来年4月の施行に向けた告示、さらには通知化といった作業を進めさせていただくものになります。

なお、告示化でありますとか、通知化に当たりましては、省内審査等々が出てくるわけですが、その審査等におきましては、これまでの他の制度等の並びなど、一定の用語の使用法等のルールがございますことから、その点、若干言葉等の使い方についての変更も入る可能性もありますことを御了承いただければと思います。

説明は以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

今日の議論を想定して、要対協の専門職研究についての枠を両面で埋めていただきました。このままここは確認ということになるかと思えます。特に4つの研修を横で並べて見たときに、整合性があるかどうかというところが1点であります。それから、その他で資料2-7、主な意見という形で事務局のほうで抜き出させていただきますけれども、これは出ていた意見ですが、削りましょうということにはあまりならないと思うので、もし、どうしても入れる必要がある、今までいただいた意見の中で、これは是非ここに入れておいてほしいというのがあれば、いただくということになるかと思えます。よろしく願います。

まず、資料2のほうで、いかがでしょうか。

どうぞ。

○奥山構成員 意味がよくわからなかったのですが、括弧の中の修業期間というのは何を指しているのですか。これまでの修業ということではないですね。任用前もあるわけですね。

○百瀬課長補佐 説明がちょっとわかりにくくて申し訳ございませんでした。

例えば現在定められております所長研修は、前期と後期といった形で分けておるところ

でございます。前期、例えば5月にこれを受講した場合に、後期をどこまでの間に終えるか、こうしたところの間が6カ月以内にこれを受講を終えることといった意味を指すのが修業期間という言葉になります。

○奥山構成員 スーパーバイザー研修はそれでいいと思うのですけれども、例えば任用前に6カ月も間があいていいのですか。

○山縣座長 ここは始まる前に議論していきまして、修業前6カ月は長過ぎるという議論をやっていたところなんです。これまでの議論、正確に私は覚えていませんけれども、一番短いのは任用前、4月前から始めるべきではないかという意見が1つあった。1カ月ぐらいではないかというのがあり、一番長いのはたしか2年ぐらいというところまでやって、事務局に6カ月と書かれたのですが、これもやはり長いかなという認識をしています。出ていた案は、半分ぐらい、3カ月ぐらいだったらどうにかならないだろうかという声も今、出ている状況です。

都道府県が、どれぐらいあれば実際できるのかというところも、現実も考えていったときに、どうでしょうという。その間の研修を受けていない間が児童福祉司としての業務ができるかどうかということにもきつと絡んでくる。できないとするならば、とにかくもっともっと早くやらないといけなくなるし、できるとなれば、ずるずるやるということはないにしても、ある程度ゆとりが出てくるということだと思っております。

どうぞ。

○影山構成員 6カ月以内ですから、ある意味で当然1カ月、あるいは場合によっては4月以前にやることも想定されるのだろうと思うのですけれども、ただ、ここで所長研修など合わせて6カ月というのはあまりにも長過ぎるかな。おおむね1カ月程度。実務的に考えると、4月に配属された職員を、4月の間はやむを得なくても、5月にはできれば児童福祉司として発令したい。それを考えると、やはり1カ月程度かなと考えます。

○西澤座長代理 今日は不思議と影山さんと意見が合うのでうれしくございますが、普通、地方公務員などの初任者研修というのは、1週間とか2週間とか詰めてやったりしますね。なので、3カ月に5日間やるとしても18日間に1回ということになるので、あまりに間延びし過ぎる。やはり1カ月ぐらいに詰めて週に1回ぐらいのペースでやるというふうにしなないと、本当は5日間続けて1週間でやってしまったほうがいいと私は思うのですけれども、それはそれぞれの諸処の事情があるとしても、1カ月ぐらいではないですかということ、影山さんと意見が一致してしまいました。

○山縣座長 いかがでしょうか。

安部構成員。

○安部構成員 任用後研修は本当に詰めなければいけないという気がするのですけれども、任用前研修は、例えば市町村の相談員なども受講していたりするのです。それを考えると、任用前研修は今ある仕組みですから、現状、ちょっと全国でどうやっているかというのを調べてもらってもいいかなという気がするのです。

○山本内閣官房内閣審議官 29年度がもう迫っていますけれども、そこでできることと、30年以降、もう少し恒常的な形で動かすとするばどうなのかというのが両方あると思ひまして、29年度というのは相当せば詰まっています、実際、かなりイレギュラーな形でこれは実施していかざるを得ないことも出てくるかもしれないので、多少幅を持たせて考えておいたほうがいいたろうと考えております。

○西澤座長代理 それは特例とか経過措置で何とかありませんか。むしろ原型を決めておいて、29年度に関してはそこにとらわれないみたいな。

○山本内閣官房内閣審議官 経過措置でも構わないと思っています。

○影山構成員 今、安部先生のお話とも絡むのですけれども、事務局に確認したいのは、この児童福祉司の任用前講習会と、いわゆる保育士、教員、指導員等の認定講習会と今まで呼ばれていたような、これとの扱いはどうなるのか教えてください。

○百瀬課長補佐 これまでの認定講習会、今、おっしゃったのは、例えば保育士であるとか児童指導員から上がってくる方とか、平成16年の児童福祉法改正において設けられた講習会。これはおおむね3カ月とさせていただいております。

○影山構成員 そうしますと、それについてはそのままもちろん生きているのですね。今後生きるのですね。

○百瀬課長補佐 今後と申しましょうか、現状3カ月となっております。

○影山構成員 実務的な部分もあるので、確認なのですけれども、そうしますと、社会福祉主事についてはいわゆる任用前研修、このカリキュラムでやってくれと。そうではない保育士とか、そういった実務経験の人については、認定講習会、そのカリキュラムでやってくれということ、今回これで示されているのと若干違いますね。それは別立てあるいは科目の組みかえ等をやりながら、どちらかで代替するというのはあまり想定していないということ。

○百瀬課長補佐 最初のころ、第1回、第2回で議論したときに、確かその確認があったかと思うのですけれども、そのことについて、皆様方で御意見いただいた中で、まず、新たに義務研修というものをつくるといった作業だったと思います。そうした上で、まずはつくったものについて走らせる。ただ、別に講習会という存在があるのはみんな認識はしているのだけれども、まずは任用前講習会のところを固めていく、この作業をやって、効果検証も含めてそこは考えていく必要があるだろうという話はさせていただいた。たしかそれでスタートが入っているのではなかったかと思っております。

以上です。

○山縣座長 現状は別々のものだ。しかし、ずっとそれが固定化していると当然考える必要はなくて、効率化するというのはあり得るだろう。減らす方向ではなくて、重ねながら効率的に研修するという、そういう前提だと思います。

今のところ、6カ月は長そうだということで、1カ月と3カ月という数字が出ていますけれども、3カ月は他の部分がそういう部分があるという話。1カ月は資格を持っていな

いのだから、我々の見識としてせめて1カ月。おおむね認めるけれども、来年度は体制が整わない可能性もあるから特例を認めるにしても、1カ月という数字を出して、そういう方向でやっていただく。そうすると、先ほどの3カ月のあたりもちょっとずつそちらのほうに収れんしてくる可能性も出てくると想像はできますけれども、どうでしょう。いかがでしょうか。そうすると、これもずっと前に1カ月の山縣案として言っていたのですが、これでよかったですかね。連休明けには任用できるようにという。

では、そういうことで、無資格者を配属して子どもの福祉を高めるというのは理念に反すると思いますので。かといって、本当の任用前にやるのも現実的ではないということもわかりますので、その方向でいかせていただこうと思います。

資料2-7について何か御意見ございますでしょうか。

○影山構成員 よろしいですか。

すみません、前にもこだわっている部分なのですが、今回、要対協の到達目標案あるいはカリキュラムを見せていただいて、子どもの生活に関する諸問題ということで示していただきました。いじめ、子どもの貧困あるいは非行、ひきこもり、不登校、家庭内暴力、自殺。この辺のところがある意味で、前に私がちょっと言わせていただいたのは、児童相談所における育成相談、この辺が課題なのかなと思っております。

今の段階になって、なかなか研修会の科目にこれを持ってくるというのは、現実にはなかなか難しいだろうというのは承知した上で、できれば主な意見のところ、この子どもの生活に関する諸問題等も児童福祉司にとっては非常に重要だと。できれば追加で各都道府県工夫しながらやっていただきたいということは意見として述べさせていただきたいと思います。

○山縣座長 了解しました。これは何度も主張されておりましたし、実際に時間的余裕があれば当然入れるべきものということで、これはあくまで最低のものですから、都道府県がこれプラスアルファでやることについては何も問題はないということになるかと思えます。今の意見は反映させていただく。

ほか、いかがでしょうか。

八木構成員。

○八木構成員 たしか以前の話の中には出ていたかと思うのですが、児童相談所のことを市町村はしっかり知らなければいけないという話の中で、できれば児童相談所の研修と一緒に市町村のほうでも受けられるようにするのはどうか、それが互いに分かり合える一つにもなるかという話が出ていたかと思うのですが、それを入れるのは難しいでしょうか。是非とも入れていただければ。

○山縣座長 これも意見は出ていました。入れること自体は、あまり増やし過ぎてもぼやけますけれども、非常に重要なところですし、これも全般のところに入れて、この4つの枠組みの中に入れるかどうか。児童相談所で一般の研修をやっておられるので、そこに入れるというのもあり得ると思うのですが。

○奥山構成員 資料2の研修の修了というところなのですけれども、「振り返り（レポート作成等）」などいろいろ書いてあるのですが、テストして、通らなかった人は研修修了書を出さないというのはいり得ますか。

○山縣座長 そこまでの意見は出ていなかった。

○奥山構成員 本当は必要だと思います。要するに、研修で寝ていていいかという問題です。本来は、研修が終わって、実際の福祉司としての仕事をし出して、本当に研修が役に立っているのかどうか見なければいけない、そのフィードバックは必要だと思うのですが、それ以前にちゃんと研修されたことを理解しているかどうかの判断もなく、「野に放つ」という言い過ぎかもしれませんが、どうぞやってくださいというのも大丈夫なのかなという気がします。

○山縣座長 いかがでしょう。ある程度厳密な評価制度を導入するとすると、評価基準を今度につくらないといけないということになり、評価者の同一性を保っていかないといけないということが来るかもしれない。受けない人が増える可能性が出てくる。

○山本内閣官房内閣審議官 まず、初年度の実施に向けて、最後の修了のところの評価をどうしていくかというのは多少時間がありますので、事務局で検討したいと思います。

それから、このワーキングにおける研修カリキュラム等の次の検討課題である人材育成のところとひっかけて、議論していただこうかと思っています。

○山縣座長 では、意見としてとりあえずそれを入れておきましょう。評価について検討する必要がある。

どうぞ。

○衣斐構成員 児童相談所の現場でやってきた者としたら、今、言われたような知識の問題については、何らかの基準なり評価やテストがあるといいなというのは思いますけれども、研修では技法的なところやケースワークの仕方なども出てくるという場合には、なかなか評価やテストというのは難しいかと思います。知識に限っては基準があると逆に教えやすいし、習得したかどうかというのを確認した上で進められるから、それはありがたいなと思いました。

○山縣座長 パートについて、評価はあり得るかもしれないという。

○安部構成員 資料2の裏側の4つの研修で、スーパーバイザー研修は別のところでやるとして、都道府県がやるのが任用前研修、任用後研修と調整機関専門職研修で、これを相互に乗り入れというか、共同で開催できるものとできないものの判断というのは、それぞれの研修内容、細目が完全に重なっていないとやれないのですか。それとも、ある程度似ていればやれると認めていいのでしょうか。

○山本内閣官房内閣審議官 多分、一番問題になりそうなのは、要対協の専門職研修と、児童福祉司任用前講習会の重なりがあってしかるべきだろうと、そのほうが効率的だと思うし、先ほど八木構成員が言われた、一緒に受けるというのはまさにそういう場面であり得るのだろうと考えております。実施に向けて、そこはどのような通知を出すかの整理をさ

せていただければと思います。

○山縣座長 形式的に一致させることは可能かもしれないけれども、実質、講師がこれを本当に細目を全部やったかというのをチェックするのはなかなか大変で。

前回でしたか、西澤構成員が言われたけれども、90分で10項目ぐらいあると、1つ5分、10分でやって、そこまで。

○西澤座長代理 ジョークを言う時間がない。

○山縣座長 せっかくのね。

ちょっとそれは今のところ細目まで決めて、重なりの話までは議論できていないので、それも調整の検討が必要であるというぐらいですかね。

○笹川構成員 今の議論に関連してですけれども、ここの資料2のほうに講師が「各科目を教授するのに適当な者であること」と明記されているのですが、実際の話、要対協の職員と任用前職員の研修科目、細目が重ならなかつたら、講師を確保することが現場では非常に困難であると思います。また、ここで書かれたカリキュラムや個別到達目標の内容はかなり高度なレベルです。地元に戻ったときに、さて、誰に講師を頼んだらいいかということで悩みます。この日に講師をお願いしますというと、その日は別のところで既に決まっていますから行けませんと言われることが現実的にあり得ると思います。そういう意味でも、重なりというのは認めていただきたい。同時に、漠然として書いてある「適当である」というのは、ここのワーキングの議論で考えるとかなり高いレベルの内容を、かなりの教授技術で、それらを短い時間でやらないといけないということでもありますので、その辺の実際的な選任の問題をどうするか。

当初は任用前研修などを担う講師を集めて講師研修するという案が出てたと思うのですが、ちょっとそこから大きく変わっているような感じがします。その辺りをあと半年ない状況で、現実的にどう実施するのか。初年度ですが、おそらく今後のたたき台になっていくと思いますので、重なりとか、柔軟な対応を考えてもらいたいと事務局にお願いしたいと思います。

○田崎構成員 今、医療者の中の虐待対応研修は、本当に最低限、これはというパワーポイントを何人もで話し合いながらつくり、その内容も全部、こういうところがポイントであるというのをパワーポイントの解説もつくるみたいな形でやって。

○西澤座長代理 墓穴を掘るような。

○田崎構成員 墓穴を掘るかなと思うのですが、ある程度ないと、結局テストするといったって、みんなどういいう講義を受けているのという感じになるので。それは墓穴ですかね。

○西澤座長代理 みんながはまる墓穴ですけれどもね。こんな大きな墓穴ですが。

○増沢構成員 コア委員会の中でも、結局ここまで研修をやってきたら教科書が要するという話は何度も出ていたのです。これは一つ一つ本当に大変な作業に。

○西澤座長代理 それは転がしながらやっていくという、フンコロガシ戦術をとるのです

けれども、教科書をつくる方向は一つ考えなければいけないと思います。その前の段階として、田崎先生が言われたみたいな共通のパワポ、私はどちらかというとKeynoteのほうが良いと思いますけれども、それは置いておいて、パワポを共通にして、そこにノートもちゃんと入れて、シラバスをちょっと膨らませたような項目を入れて、それをみんなで作って、それを全国にデストリビュートするようにしないと、クオリティーコントロールは絶対にできない。これは絶対地元で、これをもらったって、こんなもの教えるかみたいなことに当然なるので、奥山先生、頑張ってください。

○田崎構成員 皆さんで手分けをしてなんて大変。では、増沢さんにたくさんやってもらって。

今のは冗談で、本当にそれぞれの専門性できちんと分けて、でも、そういうものが何もなくてこれだけ渡されてもと思います。

○鈴木構成員 おっしゃるとおりで、短期間の中でこれから用意して、都道府県でやっていかなければならないという現状の中で、講師も探さなければいけない。先生方が言われているとおりで、本当はテキストをつくっていただければ本当にうれしいと思います。ただ、パワポとかのクオリティーコントロールを、先生が言われたとおりにしていただけて、提供していただければ、短い期間の中でも実施できるかなというところがありますので、その点をお願いしたいと思います。共通科目も含めてです。

○増沢構成員 ただ、先生、パワポを共通にしてもかなり認識が一致していないと使えないですね。

○西澤座長代理 ただ、パワポがあるとまだ、ちょっとずれがあってもある程度の最低のクオリティーはコントロールできないか。何もないよりは。でも、教科書をつくるとなると、すごく時間がかかるでしょう。教科書をつくるについては相澤さんが大変な思いをするわけですよ。

○山縣座長 いいですか。これは私の非常に個人の意見として微妙で、あまり細かくやると、現場の人とか、行政の方がやられるのであるならばいいかもしれない。大学の人はきっと引き受けなくなります。自由を奪われる。教科書ぐらいだったらどう選択するかで、社会福祉士とか保育士でも教科書はあって、それをベースに工夫しながらやるけれども、パワーポイントまで出てくるとすると引き受けたくない。

○田崎構成員 では、絶対それを使わなければいけないとしなくてもいいかなと思うのですが、でも、何もなくて当惑して何をどうしていいかわからないというよりは、ある程度あったほうが。でも、絶対これを使わなければいけないとしないという方法もあるかなと思うのです。

○山縣座長 それだったらまだいいけれども、それがこれではないか。ここにあるものを意識して、これをどう90分の中にはめ込むかというぐらいのもので、だから初期にやった、細目化して科目とリンクさせたらどうかという案を持っていたわけですよ。でも、それがなくなっただけだから、自分でやらないといけないけれども、教科書ぐらいが精いっぱい、

それ以上細かいものをつくると。人のパワーポイントを使いますか。

○西澤座長代理 奥山のものをよく使います。流用しています。参考的にそうなっていると、逆に使いやすいと思うのですけれども、どうですか。だめですか。

○山縣座長 使いやすいと思う人と嫌な人と両方出てくるでしょうということですよ。

○西澤座長代理 あそこにもう2人大学の教員が座っていますから、聞いてみたらどうですか。

○山縣座長 どうですか。人のパワーポイント。

○安部構成員 虫食いは自分が使いたいときにはよく使っていますけれども、こんなふうにするのかと思って使うかもしれないけれども、私は山縣先生と同じ、これで行ったほうがいいかな。

○西澤座長代理 こんなもの読む。

○奥山構成員 ただ、全部がきちっと固まったパワポというより、資料的な図とか写真とか、そういうものはあったほうが、私はありがたいと思います。この写真でこういうけがが起きるといふ例示等というものだったら、ありがたいです。ないと自分で探すのは結構大変かもしれないので。

○山縣座長 知識部分のところはまだ比較的やりやすいのだけれども、技法になってくると。

○田崎構成員 知識部分が主で、技法に関しては、ここはどうしても必要だというところは参考程度につくるとか入れておいてもいいかもしれない。

○笹川構成員 それぞれの4つのカリキュラム案と資料2の裏面の内容を考えたときに、奈良県では誰が講師をするんだ。基本的で実際的な項目は児童相談所職員が一番よく知っている。しかし、一番よく知っているけれども、ほとんどの職員の経験年数が2、3年未満ではないか。講師を担えるのは児童相談所の一部の職員、いわゆる課長以上の職員は4～5人しかいない。その4～5人が通常の業務をこなしながら、研修資料を短期間で作成してできるかという、困難です。幾つかの科目についてはもちろん行政の職員、児童相談所の職員がすべきことだと思いますが、より専門的な法学や医学の内容、また、ソーシャルワークの基本的で一番難しいところのアセスメントなどは、大学の先生にお願いしないといけないかもしれない。

ところが、府県の講師によって研修内容が違ってもまたおかしな話になってくる。だから、教科書は無理であっても、ガイドライン的なパワーポイントはあったほうがいい。行政機関としての支援・サービスの均質性、公平性を考えたとき、こういう部分については、我々は現場では必要と思っていますという話をして、なおかつ、受けてもらえる先生を探さなくてはいけない。ところが、大学が設置している学部・学科などは各都道府県によって、まちまちですので、実際に講師を担ってもらえる大学の先生を探すのは難しいです。これだけ一生懸命議論して、大体の骨子案ができて、それを現実に移すときに、来年度は初年度だから、自由自在でいいのか。

○山縣座長 では、今の部分で、意見としては共通教材の必要性についても検討する。つくるといふところまでは踏み込まずに、必要であるという意見が出てきているので、それについて検討すると。

そのかわり、毎年みんなで頑張っつてつくらないといけない。データが変わるたびにつくることになってしまう。

○西澤座長代理 脅しにかかっているのですか。

○山縣座長 そうです。使えるものということになれば、そういうことです。そうしなければ使えなくなる。

○奥山構成員 おそらく共通の使うのはスーパーバイザー研修以外が主なのではないかと思うのです。スーパーバイザー研修はあまり共通のを使うようではまずいなと思うのです。

○増沢構成員 特に演習が多いので、演習はそういう形ではなかなかあるものではないですね。

○奥山構成員 あとの3つに関しては、スライドであろうと、そのコマだけはDVDで流してしまうことができるものをためて、貸し出せるようにしておいた方が良くと思います。

○山縣座長 いずれにしても、意見としてそういうところを検討する必要があるということで、具体的にどうするかについてはそれぞれまだお考えがあると思いますので。

○西澤座長代理 では、DVDに関していえば言えば、例えばソーシャルワークなどの演習に使うDVDというのが売っているわけですよ。事例などを出すというので、これについて事例会議をするという演習があるのですけれども、そういうのはあるので、そういうDVDはいいと思います。奥山先生が延々1時間しゃべっているものは見たくもないと思います。

○山縣座長 では、今のところ、追加意見が幾つか出ておりますけれども、今後検討していく素材として、新たなものを追加したところで、次の構成員の人たちに引き継いでいただく。西澤構成員、よろしく申し上げます。

どうぞ。

○奥山構成員 実施主体なのですけれども、これは全部同じ形で書かれているのですが、多分、思いは違はずかなと思うのです。スーパーバイザー研修とほかのものと、その辺の説明をしていただければと思います。

○山本内閣官房内閣審議官 確かにおっしゃるように、スーパーバイザー研修とそれ以外で実際のやり方が変わってくるのだらうと思っておりますが、スーパーバイザー研修というのは完全演習方式なので、おそらく、全国数カ所ぐらいのどこかの団体にお問い合わせという形で、そこに各県の該当者の方が応募していただいて、実施をしていくというイメージになると思います。

それについては、実施主体はこのような書き方をさせていただいておりますが、全国の何カ所になるかというのがあるので、研修については国が実質関与して、調整しながらつくりまますし、受けられる団体があるかどうかということも確認させていただきながらつくっていくこととなります。

それから、最終的に研修の結果の効果検証、次の要すれば基準の見直しをするというようなクオリティーコントロールについて国が責任を持ってやっていく。その点は全ての研修に共通すると考えてございます。

実施主体としては、いずれもそれぞれの職員の義務研修であるということなので、こういう書き方をさせていただいておりますが、実際の実施の仕方というのはスーパーバイザー研修というのは少しやり方がほかと違うだろうと考えています。

○山縣座長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、議案1、2につきましては、いろんな御意見がありましたけれども、それを私と西澤座長代理、1については坂入さんにも入っていただいて、最終の確認をさせていただくということになります。よろしくをお願いします。

4月施行ということでございますので、今後、告示化、通知化とさまざまな作業を事務局にお願いすることになりますけれども、この会議での意見を踏まえてその辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。構成員の方々、本当にありがとうございました。

では、3つ目の案件に入っていこうと思ひます。アセスメントツール、よろしくお願ひします。

○神村児童福祉専門官 事務局でござひます。

アセスメントツールの説明をさせていただきたいと思ひます。

資料3になります。説明資料の3ページと、別紙としてツールの例としてお示しさせていただいているもの、リスク因子の主な指標例ということで、参考ということで何ページかあるものがあると思ひます。そちらのほうを説明させていただきます。

アセスメントツールのほうですけれども、こちらのほう、お話が出ているのが、26年12月でござひまして、虐待防止に関する副大臣等会議の中で、共通アセスメントツールを整備したいというお話が出ております。児相と市町村において虐待の内容や世帯の状態、緊急度を表す共有ランク表を整備するということが出ております。

その後、28年3月に新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会の報告におきまして、児相と市町村の間でのアセスメント基準を作成するとともに、児相から市町村へ送致する仕組みを設けることが考えられるということで、提言をいただきまして、6月3日に改正児童福祉法が施行されておりますが、こちらの中で市町村と都道府県の役割の明確化、児童相談所から市町村への事案送致が新設されております。

こちらの図のほう、今回の改正というところで書かせていただいておりますけれども、児童相談所のほう、「専門性の高い困難事案への対応」と書いてありますが、これは要保護性の高い児童とかの対応、心理学的な判断とか、法的な指導を必要とする親御さんへの対応とか、そういったものが含まれております。

市町村のほうの専門性というところで、包括・継続的な支援等を支援していただくというところでの役割分担をする上で、児相と市町村相互での措置の規定を活用していただく。

それから、要対協の機能を活用していただいている中で、役割分担をしていただくためのツールとして考えております。

目的趣旨としましては、役割分担、それから、共通理解、円滑な情報共有を図っていただくために、共通のものをベースに見相と市町村の間で押しつけ合いにならないような仕組みになればというところがございます。

今回、作成に当たりますと、各自治体において市町村と児童相談所のほうで共有して使っているところが21自治体でございます。こちらのほうのシート等を参考にしながら、主な指標を抜き出しまして、こちらのほうを作成させていただいております。

対象としましては、虐待ケース、それから、虐待が疑われるケースに対応するためということを考えております。初期対応を行う際、受理した後に使ったり、その後、主担当を決めなさいとか、個別ケース検討会議、ケースの経緯を追っていく中で、評価をしていく際に活用いただきたいというところがございます。

こちらのシートのほうですけれども別紙のほう、今、空欄のもので入れさせていただいております。お子さんの状況とか、親御さんの状況、世帯の状況、そういった事項の中で、虐待の程度ですとか、居住環境とかと、家族関係、あるいは相談歴とか、そういったものを御記入いただきまして、それで評価をしていただくというところを想定しております。

あと、記入いただくような内容として、リスク因子の主な指標例ということで、虐待のケースに対応する際に見受けられる状況とか、そういったものを一覧にしてお示ししているところがございます。

こちらのほうですけれども、指標において考えられる効果というところで、問題意識を相互で共有していただいて、対応の漏れがないようにしていただくということ、判断の客観性、的確性を高めて、対応の遅れがないようにというところがございます。

初期対応とかを特にする場合に、情報が断片的に入ってきているという状況があるかと思えます。それを整理していただいて、評価していただく上で活用いただければというところでございます。

あと、何が把握できないか不明となっている事項を整理していただく上での活用というところがございます。あと、継続的にケースで対応していただく上でも、どういった効果があったとか、見直しを図っていただければというところがございます。

次のページ、5に行ってくださいまして、シートのほうしかお示しできない状態なのですけれども、このツールをお使いいただくに当たって、見相と市町村との間での、基本的などういった形で役割分担をしていただくか。それから、いつどんな形でどういった着眼点で使っていただくかというところが一番大事なところだと思いますので、そういったところを通知等でこちらでお示しできればというところでございます。

それから、プロセスですね。参考書式であったり、それぞれで意思決定をどういう形でやって、双方でどういう取り扱いをしていただくかというところもお示しできればというところがございます。

今後のスケジュールにつきましては、本日、人材ワーキングのほうで説明させていただいております。先立って11月30日の市区町村のワーキングのほうでも同じものをお示しさせていただきました。ちなみに30日のワーキングの場では、かなり皆様からさまざまな御意見をいただきまして、特に使い方の部分、どういうタイミングでどんなカンファレンスを行って、支援方針を共有していくのかという枠組みをきちんと一緒に示していかないと、シートだけ示すというのは問題があるのではないかとということですか、あくまで出ているものは症状としてあらわれていることだけなので、その背景とかはこういったものかというところをきちんと整理して、お互いにカンファレンスをして共有できるということができるよう形をとっていく必要があるのではないかと御意見をいただいております。

あと、空白のシートに書き込んでいくことになると、時間とか事務量的なこともあるので、ある程度指標が項目の中に入れてられているほうが使いやすいのではないかと御意見とか、経験の少ない人でもすぐ使えるようなものにしたほうがいいのではないかとといったことが、主にいただいた御意見でございます。

今後の御予定としましては、また今日とか御意見をいただきまして、またこちらのほうでも整理をしながら、1月に入ってから、アセスメントツールに関しての取り扱いの通知等を自治体のほうに発出しまして、あと、自治体のほうで児相と市町村との間での役割分担を定めていただき、こちらのほうで本格的に運営に当たっての通知を出していく間のこと。

あと、こちらのほうですけれども、今後、運用状況を随時収集して見直しを行っていくということ、あと、今回、リスクの部分だけですけれども、ニーズアセスメントとか、ストレングスも含めたアセスメントのいろいろな指針的なものを出せないかということも検討していければというところでございます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

前回、シートの中に、今回でいう指標例をリスクレベルごとに入れたら御意見が出ましたけれども、今回はそれを外してシートだけにしてもらったという形で、とりあえず提案をいただいています。

一方、先ほどの市町村のワーキングの話を知ったら、やはり指標をちょっと入れておいてという意見もあったということでございますが、前回、我々のほうがそれはいいほうかという話をしたということでございます。

その他、着眼点とかプロセスとか、それは別途また示しますというお話でしたが、いかがでしょうか。我々がこのワーキングそのものが作成するものではないのですけれども、当然よりよいものにしないといけないということで、御意見をいただくというのが趣旨でございます。

自由に発言をお願いしたいと思います。

○影山構成員 今、事務局のほうから着眼点を示すということだったのでございますけれども、白

紙の状態、本当に個別ケース検討会議をやったときに、本当にこれが埋められていくのかなど。その中で、共通のアセスメントが本当にこれでできるのかなどというのが非常に疑問で、そういう意味では、着眼点のところをかなり書き込んでいただかないと難しいのだろうなど。当然のことながら、リスクが要支援から最重度までありますけれども、その評価で分かれる部分というのが非常にあるのだろうなどというところで、そこで本当に議論していけばいいのですけれども、ある意味でそこが対立構造のまま終わってしまうということは十分想定されるなどと思うので、そういう意味では全く白紙というのはちょっと違和感はあるのです。

○田崎構成員 前は、内容を全部覚えていないのですけれども、多分、何かのことを最重度のところにはめ込んであるという感じだったので、それだと例えばどういうエビデンスからこれを最重度にはめ込んだのかというところがわからなかったので、ここに出ているいろんな身体症状の場合に、どういうところに気をつけて評価するのかということが中に書いてあって、それを見ながら評価できればいいということですね。そういう形でない、何をどうやって評価して、何を重度と考えてというところがわからないので、そういうものがある程度エビデンスのあるもので説明されたものが入っていると、評価としてはいいなということだと思います。

○山縣座長 奥山構成員。

○奥山構成員 実際に使ってみた事例を出さないとわからないのではないかと思います。これだけ見ている、これをどう使うのかが見えてこない、実際に使ってみないとわからないのではないかと思います。

○山縣座長 西澤構成員。

○西澤座長代理 今から大阪に行かなければいけないので、申し訳ないです。

いろんな意見を今、出したらいいのですね。何か空欄にした方がいいけれども、最重度と重度と軽度と書いてあって、最重度はこっちに書くのかなとか、ちまちまと真ん中当たりを書くのかなとか、それは重度性の判断については、どこか別のコラムがあってもいいのではないかと。

リスク因子の主な指標例というところにもう少し、奥山先生は理科系は記述が嫌いと言っていたけれども、ここは一体何を見るのだということを書いた上で、例えばリスク因子の高いものとしてこういうものがあるみたいな書き方をするのだと思うのです。

それと、本当にこれは使うので、奥山先生が実際に使ってみてと言ったので、使うのだったらもうちょっと項目を精査しなくてはいけないと思ったので、「身体的な状況（身体的虐待）」と書いていますけれども、ネグレクトでもいろんな身体状況が起こるわけで、低身長があったりとか、不衛生であるとか、いろいろあると思うし、そういったことで、ワーディングもおかしいかなと。

あるいは、養育者の評価のところを見ても、例えば養育者の生育歴のことは一切入っていないとか、あるいは、婚姻とか、妊娠・出産のプロセスに関しては全然。要は、アセス

メントはリスクだけではなくて、物語がつかれないといけない。これはずっと言い続けていることなのですから、それにつながるようなアセスメントを、本当に使うのであれば。私は基本的に使うのは反対なのだけれども、そういうものを使うとすれば、そういう物語化ができるようなアセスメントシートにしておかないといけないので、項目は相当精査しないといけないかなと思います。

以上です。

○笹川構成員 「アセスメントツール」ということですが、実際はリスクばかり。例えば医療を要するほどのヤケドをした、それは紛れもない事実。でも、すぐにお医者さんのところに連れていった、救急車を呼んでたら、ある意味ではストレススになってくると思うのです。虐待の場合のアセスメントは、大体がリスクのチェックになってしまって、それがいっぱい挙がってくると、みんながめげてしまって。リスクがずらっと並ぶと、保護しなければならないという話になってしまいます。けれども、よくよく聞いてみたら、親族から孤立していない、おばあちゃんが通ってきているというストレススの部分があったりします。包括的なアセスメントを行うために、リスクだけではなくストレススも注目しなければ。それはひょっとしたら、今、西澤さんがおっしゃったようなストーリーというか、物語というか、断片をとるのではなくて、流れの中で物事を捉えることができるのではないかと思います。それらのことが各関係機関の代表者、関係者と支援のために共有できる実質的な情報になるかなということ、感想として思いました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○鈴木構成員 資料提出させていただいたので、少しその説明と、よければ意見を言わせていただきたい。

「市町職員のための子ども虐待対応実践マニュアル」というのを静岡県では出しています。平成23年度に策定して、25年3月に改訂しています。これにより、虐待通告への市町の対応を示していることから、これを出させていただいたということです。

このマニュアルでは、市町がどういったことで児童相談所と一緒に虐待通告を受けた後にやっていくべきかというところをお示ししているということで、その流れについて具体的に記載しているものです。

マニュアルの抜粋をコピーさせてもらっていますけれども、基本的には初期対応として2つの事柄を市町のほうにはお願いしています。1つは、子どもの安全の確認の実施、もう一つは虐待に対するアセスメントになります。

通告を受けて、市町で緊急事例を受けた場合、市町に通告というか、情報が入った場合、緊急受理をしていただいて、その中で子どもの安全確認の実施を行う。要は確認と緊急性を判断する。いつ、誰が、どのような手順で安全確認を行うのかを決定する。

また、安全確認の実施は、厚生労働省が示している子ども虐待対応の手引きに沿って、

48時間以内の直接目視を基本としています。同時に、受理時の通告内容から、児童虐待処遇アセスメント指標というのをコピーしてありますけれども、それを使って受理時での危険性を判断するという手順になっています。

これらの緊急性と危険性という点から、一時保護の実施等の児童相談所による介入が必要と判断された場合は、児童相談所に通告という形で来ることになっています。

静岡県では、昨年度、1年間に1,313件の虐待に関する通告といったものがあります。それを踏まえて、今度はアセスメントツールのほうの意見を言わせていただきたいのですけれども、そういったところで、2つの点についてアセスメントツールについては少し御意見を申し上げさせてください。

1つ目は、実施件数の点ですけれども、そういった1,313件という対応を行っているのですけれども、実質的な面として、今回、示されたアセスメントのボリューム、精査する必要は当然あると思いますが、1,313件全てに適用できるのかなというのがありますし、受理という業務が専門性が高い、対応の状況とか、内容を適切に聞いて、そこから判断するという専門性が当然求められていると思いますし、いわゆるケースワーカーはそういった情報を受けた方からのもの、でき上がりをもらって動くこともあって、むしろ受理時の情報の聞き方というのが非常に大切かなと。入り口でその後の対応の方向性が決まっていくこともあって、虐待アセスメントに対する適用云々というより、まず、相談体制の充実というか、振り分け機関等の話も以前あったと思いますが、そういった点のところから整理が必要なかなと思っています。

2つ目の点として、適用時点の件ですけれども、虐待通告に対する指標は緊急性と危険性というところが大きくあると思いますし、安全確認の実施や一時保護の要否の判断に使われていると思います。それは厚生労働省のほうにフローチャートであるとか、アセスメントシートに既に示されていて、それによってカバーされていると思います。今回の案は、危険性判断と緊急性の判断に加えて、リスクレベルという指標が掲げられているのですけれども、初期の短時間でそういったものができるのかなと。

前回の資料の中では、全数であるとか、原則として24時間以内というような記述がたしかあったと思います。そこはちょっと厳しいかなと思っており、項目を確かに精査して設定していく必要があると思いますし、むしろ適用時点については、市町と児相の間で送致を行うときに、こういう判断基準でこのアセスメントシートを使ったからお渡ししますという使い方のほうが情報の漏れが少なくなったりという意味では、今、カバーできていない部分だと思いますので、アセスメントシートについては、そういった部分で適用されるのがいいのかなと。初期対応の初動のための危険性判断というより、その後の市町と児相が情報をやりとりして、主管する担当を決めるときの判断材料というか、根拠として使われるというのが、最も効果的なのかなという印象は受けました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほか、御意見いかがでしょうか。

増沢構成員、どうぞ。

○増沢構成員 今の御意見にも重なるところだと思うのですが、市町村と児相が役割分担するとは、一体どの段階で役割分担するのか。初期の重症度判定で役割分担してしまったら、本来の意味と違うと思うのですよ。それは緊急発動なので、まずリスクアセスメントをして、リスクが上がってきたらとりあえず何らかの介入をしなくてははいけませんね。その後だと思うのです。いろんな保障因子が見えてきたり、総合的なアセスメントをやった上で、真の意味での重いケースとそうではないケースがある程度わかってきたところでの振り分けという。ただ、ここを見た限りは、初期段階のリスクアセスメントで分けましょうという、これはかなり厳しいものがあるのだらうと思います。

あと、総括的な、もっと広い意味でのアセスメントをする上での指標となると、ちょっと項目数が足りないものが幾つもある、学校での様子とか、保育園の様子とか、虐待状況はわかるけれども、そもそもの親子関係がもう一つ見えてこないし、西澤先生がおっしゃったように、身体状況に関するところがないですね。これは身体状況とは、要は身体的虐待状況ですね。だから、言葉の整理も、心理的状況というので、子どもの心理面の認知発達とか、言語性のことが書いてあるのかなと、そうではなくて、心理虐待のことが書いてあるのですね。だから、そういった意味で項目はかなり精査しなくてはいけないことがあるのだと思うのですが、まず、とにかくどの段階で仕分けのシートを使うのか、どの段階のものなのかというところを押さえないといけないのかなと思いました。

○山縣座長 今の鈴木構成員と増沢構成員の御意見というのは、例えば資料3の1ページで言うと、二重の赤丸のところを使おうという事務局の提案だけれども、相互の送致関係のところを使うのでいいのではないかというイメージで受けとめていいですね。

事務局的にはそこは 制約があるのでしょうか。全てのケースでやるというイメージになってしまっています。

○神村児童福祉専門官 特にそこは制約を設けているわけではありませんので、今の御意見を踏まえてまた検討させていただければと思います。

○山縣座長 八木構成員、どうぞ。

○八木構成員 ここは確かに書いてくださっているのですが、1ページの2のところですね。児童相談所と市町村の間で、共通理解や円滑な情報共有を図るということのための共通アセスメントツールで、実際にどうしていこうかということになるのですが、市町村と児相との送致のためにこの共通アセスメントツールをそのまま入れ込んで数字で何点だから市町村、児相という、まさにここに押し付け合いにならない仕組みと書いてありますが、「押し付け合い」になってしまうかもしれません。

そういった意味では、もう少し共同でアセスメントするという視点というのがあってもいいのではないかと。児相なのか、市町村なのかということで、何点だからそっちという、このアセスメントツールが、押し付け合いの道具にならないようにしていただきたいと思

います。

○山縣座長 田崎構成員。

○田崎構成員 市町村から児相にとか、児相から市町村に送致するというか、ケースをお願いするときに、その段階でどこがすごく大事だと思っているかというのは、だんだん抜け落ちてしまうので、そういうところが抜け落ちないように、ここの部分にきちんと書き込んでお願いするという形で使われるのだったらいいかなと思います。

そういう意味では、重度判定とかがこうやって出てくるのではなくて、これは初期対応のものなので、きちんとお願いするときに、自分たちが大事だと思って、ここをきちんとやってほしいというのを伝えるためという形で使われるのだったらいいかなと思います。

○山縣座長 奥山構成員。

○奥山構成員 これを読むと、共通アセスメントツールをつくると書いてあって、シートの必要性もないのではないかと思ったりもします。今まで出てきたお話も伺いながら思ったのは、共通でアセスメントができていくような、例えばどういう情報をとったのか、市町村ではこういう情報をとった、児相ではこういう情報みたいなものがあれば、それを合わせてどのぐらい情報がとれて、とれていない情報は何か、そういうのをちゃんとチェックができていくようなツールがあればいいのではないかと思っています。アセスメントプロセスを考えるツールという意味です。あまり結果だけみて、何があるから重篤とかというのではない方が良くと思います。

○山縣座長 今の点、私も話を聞きながら、あるいは現物を見ながら感じていたところなのですけれども送致基準とか、リスクの判定基準が欲しいのか、それとも、援助方針とか計画をつくるための必要な情報というか、まさにアセスメントの一般的なイメージ、どちらをつくろうとするのかで中身が変わってくるような気がする。これはひょっとしたら、送致基準とかリスク判定基準に近いほうにウエートが置かれていて、最後の1ページぐらいにしか2番目の要素がなさそうな感じがするというところは、きっと意見が分かれているところではないかという気がして、聞いていました。

○笹川構成員 最後のページの最後のところの担当区分があり、結局のところ担当は児童相談所か市区町村か、これを導き出すための前の課題と読み取れなくもないのです。となってくると、市町村と共同関係というより、無用な敵対関係を生むだろうと。

この部分は児童相談所が担いますけれども、この部分は相談所の機能を持っていない、母子保健の日常的な子育て、養育の仕方の部分を保健師さんに担っていただく必要があるというような、役割分担を明確にするための支援ルールであって欲しいと思うのです。

現実的に、今、県と市町村で同じ共通シートを用いているのですけれども、ほとんどの項目が最初の段階で不明なのです。不明だけれども、大丈夫だろうなという、しっかりした根拠より、今までの経験とかその辺からそういうことを判断されてしまうこともある。

今、言っているのは、不明項目を埋めるのがアセスメントだろうということが現実的なことです。新しい職員というか、経験年数の少ない職員でも、まず何をするんだ、不明の

ところを全部埋めていこう、埋めるために市町村と情報交換しなくてはいけないし、市町村にも情報提供しなくてはいけないというのが、まず、共通シートの第1段階であるだろうなど。

そういう意味では、何に着眼しなくてはいけないのかという、項目の頭出しは必要だろうということを思います。

○坂入構成員 東京では、東京都と市町村共通のアセスメントシートをつくって、今、活用しているところがございます。1つには、今後市町村の役割が大きくなっていくところでは、市町村がきちんとアセスメントできるようになることが大事だと思います。先ほどお話にありましたように、アセスメントをするのに保護者に会っていない、保護者に会っていないのに評価が全くできない状態で、そういう情報も得ないままに送致であるとか、必要な調査は何をすればいいのかということ自体がいまだにわかっていない市町村も多いのかなと思います。

そういう意味では、市町村の役割が大きくなっていく中では、共通のアセスメントシートをつくって、児童相談所と市町村がお互い同じ目盛り、同じはかりを持つ上で、最重度だから送致というわけでもない、最重度であっても在宅支援によって改善されることもありますので、そういう意味では、これは送致するかしないかではなく、きちんと調査をし、お互いに指標を持っていきましょうというところでの役に立つものではないかと考えます。

そういう意味では、白紙の状態ではあまりにもつけにくいと思います。この最重度が誤解を招くというところであるならば、この表現の方法を変えとか、静岡の例なども参考にしながらチェックリストのような形にしていくのも一つの方法かと思います。実務的に、これでは緊急性があるものに対してあまりにも手間がかかり過ぎるかなと感じております。

○影山構成員 今、坂入さんが区の立場から言っていたので、児童相談所も、ある意味でこれを使っているのは、先ほど奈良県からもお話がありましたけれども、不明項目を埋めていこうよと。特に児童福祉は1年、2年の人が多くなってきて、何を調べていいかわからない、調査していいかわからないといったとき、やはりこれを一つの指標にして、少なくとも不明なものは全部調べなさいよというところで、こういうふうに調べるのだよということでスーパーバイズしていくような形での活用なので、ここの部分と、最後に事務局が示していただいた別のペーパーの部分は、やはり違う目的なのだろうと思うのです。

さっきも言ったように、最重度が幾つあったから児童相談所送致だよというよりも、ここの部分を本当に一番身近なところで支援してもらうことで、この家庭の虐待がおさまって援助できるから市町村にやってほしいんだよと。あるいはこのケースについては、もう市町村のそういう部分では無理なので、児童相談所で法的対応が必要だから、児童相談所が中心になってやるよということで、それはやはり前のチェックリストとはちょっと異質なのかなということで、話を戻せば、1ページで示していただいた安全確認、初期評価の部分は、場合によってはチェックリスト形式というのはあるだろうと。

ただ一方で、市町村と児相それぞれの送致の関係は、必ずしもこれだけに縛られるのではなくて、具体的にこういった内容での一つのツールなのだろうという気がするのです。

○山縣座長 田崎構成員。

○田崎構成員 リスクアセスメント、子どもが死なないようにきちんと初期にアセスメントするという部分と、そのうちの支援という部分と両方つくるといことですね。確かにここにも書いてありますけれども、1番としては、遅滞なく初期対応を実施するための共通アセスメントツールと書いてありますので、やはり最低限これを知らないで悪気なく子どもが死んじゃうよねみたいな、そういうところが一番初めにリスクアセスメントツールとしてあって、その後に共通にきちんと支援していくための、その家族についての調査する部分がきちんとできているかというところと両方あればいいと思うのです。

それにしても、もしそうするとしたら、リスクアセスメントツールをつくる段階としては、項目について本当に何をどうリスクアセスメントしなければいけないのかということ、これはやはりすごく最重度だよと。例えば赤ちゃんの顔に内出血があったら、これは最重度と考えるなければいけないとか、そういうところをきちんと細かくつくっていかなければいけないのではないかと思います。

○山縣座長 鈴木構成員。

○鈴木構成員 事務局に一回確認したかったものですから、発言させてください。

法改正で行われた市町送致をもう一回整理したいのですけれども、市町から児童相談所への送致があるけれども、児童相談所から市町への送致がないというところで法改正で新たに加わったと思うのですが、児相が市町に対して送致を行う実際上のタイミングは、現状ある法の中の福祉事務所送致とどう違うのかというところなのです。通常、児童相談所では、ケースを受理して、ケース化して、ケースワークを行った後に一定の成果が見られたということで、福祉事務所に対しては送致を行うというのが現在の法律、ケースワーク上でやっているわけなのですけれども、今回の市町と児童相談所間の送致は、受理後、ケースワークを行う前の段階、いわゆる調査段階でのものとして捉えているのか、ある程度ケース化したのだけれども、やはりこれは児童相談所のものではないよということで行うものなのか。そうすると福祉事務所送致とどう違うのか。町に対してはできないので、その点が加わったという考え方もあるかと思うのですが、その辺の整理というか。

○奥山構成員 専門委員会でのそのこの部分の議論についてですが、私の覚えている範囲では、このアセスメントツールが出てきた背景と、送致の背景が違う可能性があると思います。送致が必要といった背景は、警察からの面前DV通告があまりに多くなって、それをできれば介入的な手法で児相が入っていくのではなくて、市町村が援助的に入っていくほうがいいのではないかという意見があって、それが送致できるようにしたいということが中心だったと思います。そこに、私が賛成したという意味ではないのですけれども。そういう意見があって、送致という方向ができた。

共通アセスメントツールというのは、もうちょっと前の段階で議論がされていたのでは

ないかと思います。どちらが担当するかの問題で、抜けもあるし、間に挟まってしまう子どももいるし、共通のアセスメントができたほうがいいのではないかというところから出てきていたと認識していて、ルーツはちょっと違うような気がします。

○山縣座長 事務局、その辺の経過で何かありますか。

○神村児童福祉専門官 事務局です。

今のお話なのですけれども、もともとが副大臣会議のときの共有してというところが、奥山先生がおっしゃるような、確かに児相に来ている虐待のケースの部分でどうするかみたいな話でのところもありました。ただ、それだけではなくて、ある程度お互いに情報共有をして、振り分けがうまくできるということところです。ただ、どちらかというところ、初めの部分の動きのほうに主眼を置いたものであったと思います。

○山縣座長 時間がもうほぼ来ているのですが、10分だけ延長させていただいていいですかという前提で、笹川構成員。

○笹川構成員 ツールの1つは、最初の段階の担当の振り分け、それから、あとずっと継続してどこが担当するのかの振り分けの2種類があるというのが議論の流れであったと思います。その時々のアセスメントとして、送致を受ける側の資源がどれだけあるか。村などの小規模なところでは、1人の保健師さんが児童福祉をやって、母子保健をやって、認知のおじいちゃん、おばあちゃんの支援などをやっている。そんな状況で、例えば子どもや家族の症状とか、そのような視点だけでデジタルに振り分けていくと、身近な町村で担当することになっても、受けたはいいが、実際に支援できないという事態が起きます。社会診断の1つの地域診断みたいなことをアセスメントツールに入れておかないと役に立たないだろうなど。だから、そのような地域の状況を把握する視点も必要かなと思います。

○山縣座長 いろいろな意見が出ておりますけれども、今の我々の議論をベースに考えると、少なくとも一つで何もかもやるのは難しそうだと思います。最低2つ、場合によっては3つあるかもしれない。最初の初期対応のためのアセスメントと、リスクを判断するものと、市町村との関係でやりとりをするもの。さらに言うと、全体で協働で援助するときの長期的な援助計画にかかわるようなもの、幾つかのものがごっちゃになって議論していて、同時にやるのが難しそうということだけは最低限わかったということではないかと思います。その辺で、事務局が今後、何から着手されて、少なくとも今度の4月までにどこまで行こうとされるのか、そのあたりを是非御検討いただいて、また答えを出していただけたらと思います。

今のような議論を聞かれて、事務局、どなたでも、とりあえず今後の4月までのスケジュールとして変化があるのか、やはり当初提案された3ページどおりの形で、どこかに軸足を置いてやるということなのか、何かありますでしょうか。

では、山本さん。

○山本内閣官房内閣審議官 この間、アセスメントツールにつきまして、本日も含めていろいろな方の御意見を聞いてまいりました。当初、副大臣会合で考えられた発想は、ここ

に書いてありますように、初期評価をしていくためのツールだということだったと思いますけれども、いろいろこの間の議論を通じて、もう少し児相と市区町村とが共通で援助をしていく上での共通言語というものを継続的に持てるようなツールが要るのではないかと、御意見も多々あったかと思えます。

そういうものを一つのパッケージで出せるのか、それとも資源の制約があるので、まず優先順位の高いところから取りかかっていくのかということについては、事務局内部で検討させていただきたい、それでまた御相談させていただければと思っております。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、今日のところはそういうことで。

どうぞ。

○奥山構成員 初期アセスメントをどうするかということでしたら、もう一つの提案があります。できれば共有の通告窓口があったほうが良いという議論もあったぐらいですので、通告を受けるのが児相であろうと、市町村であろうと、受けた通告に関してどう聞き取って、まず初期に聞いた段階でどのぐらいやれるかぐらいのところの聞き方とかを共通にしてしまうという手はあるかもしれないと思いました。

○山縣座長 さらにアセスメントのもうちょっと前の段階というイメージかもしれません。どうぞ。

○衣斐構成員 児相の場合には、児相で受けたケースについて市町村に問い合わせするというのは全ケースやる可能性は高いですね。児相だけで持っているケースもありますが、児相から市町村というのものもある。でも、市町村で受けた場合が全部児相へ通告しているとか、共有しているかというのは、逆に少ないのかなと思います。ですから、児相が聞いたからといって、市町村と全てこういうアセスメントシートで共有しているわけでは現状ないので、それをやれとなると結構仕事量が増えるのかなと思いました。

○山縣座長 ありがとうございます。

まだまだ御意見あるかと思えますけれども、とりあえず事務局のほうでも再検討いただけるということですので、我々のチーム、ほかのグループから、当然専門家集団からの御意見も聞いていただいて、より効果的なものに一気になくても結構ですので、作成していただきたいと思えます。

最後になるのですが、もう一点確認をさせていただこうと思えます。結構疲れる議論をしていますけれども、参考資料を見ていただきますと、何と今ようやく我々の課題は半分終わっただけでして、(2)が全くまだ議論できていない。(1)のみをこの数カ月間、かなりの回数でやりました。(2)につきましても、4月1日の義務事項ではないのでと先送りしていましたが、(1)についてはある程度議論できましたので、いよいよ(2)について、年明けてからになるかと思えますけれども、事務局のほうで日程調整をしていただき、議論を進めていこうと思っております。

その辺も含めて、事務局から今後のことについて説明いただけますか。それから、法律

が通ったのですかね。養子縁組のほうのものも含めてお願いします。

○百瀬課長補佐 時間を越している中ですみません。情報提供させてください。

今日用意しました資料4でございますけれども、今年度、国の公募による調査研究というところで行っているものでございます。児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究というものでございます。先の通常国会における法改正で設置できるようになった特別区等、設置に向けて必要な準備は何かといったところ。結局どこから設置に向けて手をつけていかどうか不明なところがございます。そうした意味で、直近で児童相談所を開設してきた自治体の方々のお話、そうした中での手続、こうしたところの進め方を一定集め、マニュアルとしてまとめ、この設置に向けた一つの参考にしていただくということで、今、進められているものでございます。

中核市・特別区の設置支援というのは、このワーキングの検討事項でもあるため、今般情報提供させていただいたものでございます。今年度中に作成する予定で進めておりますので、またこれがまとまりつつある段階で情報提供させていただければと思います。

それから、先ほど追加で1つ構成員の方々に机上配付させていただきましたが、本日の国会で、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律が可決されたということでございます。この法律の中には、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関しましては、民間あっせん事業者並びに児童相談所等々、あっせんに必要な情報の共有でありますとか、さらには連携を図りながら協力を努めるといったことでありますとか、国・地方公共団体、こうしたところは民間あっせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあっせんに係る業務に従事する者に対する研修、その他の措置、そうしたものが盛り込まれている法律でございます。

さらに、3枚目に附帯決議ということでお配りさせていただいておりますけれども、この中には特別養子縁組の周知、民間あっせん機関への研修の充実、さらには児相との情報の連携、協力などを求めるといったことも記載されているところでございます。

情報提供ということでさせていただきました。

また、次回の日程のこと、よろしいでしょうか。

○山縣座長 お願いします。

○百瀬課長補佐 引き続きになりますけれども、先ほど山縣座長からもコメントがあったところですが、この間、本当に座長をはじめ構成員の皆様方の活発な御議論をいただいたおかげで、研修につきまして一定の結論を得ることができました。深く感謝申し上げます。もちろん本日いただいた御意見等を踏まえ、告示化や通知化等に向けて手直し等をさせていただきます、施行の作業等を進めてまいりたいと思います。その改善作業等を行うに当たりましては、メール等により、皆様方にも照会等を通じて行わせていただきたいと思います。

次回日程でございます。年明けになりますけれども、改めて各構成員の御都合等を伺った上で開催日程について御連絡申し上げます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

10分延長、ちょうどほぼ10分になりました。とりあえず半分の議論に御協力いただきまして、ありがとうございます。年明け以降、2番目の課題についても議論を進めていきたいと思しますので、御協力をよろしく申し上げます。

お疲れ様でした。ありがとうございます。